

海外旅行傷害保険 ご契約のしおり (普通保険約款・特約集)

- ▶ 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立しましたご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。
- ▶ ご契約内容等についてご不明な点、お気づきの点がございましたらご遠慮なく取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- ▶ 普通保険約款は全てのご契約に適用され、ご契約の種類・内容に応じてその他の特約が適用されます。
- ▶ ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、本普通保険約款および特約について被保険者の方にもご説明いたしますようお願い申し上げます。

この島の損保。



大同火災海上保険株式会社

目次

海外旅行傷害保険をご契約の皆様へ	1
旅行日程が延びた場合の保険期間の延長手続きについて	1
メディカルアシスタンスサービス	1
1. 電話のかけ方	4
2. アクセス番号	5
3. メディカルアシスタンスサービス	9
4. 保険金ご請求の手続き	12
5. 困ったときの英会話	15
I 契約概要	18
1. 商品の仕組みおよび主な引受条件等	18
(1) 商品の仕組み	18
(2) 補償内容（セットできる主な特約とその補償内容）	18
(3) 保険期間（保険のご契約期間）	21
(4) 引受条件（保険金額等）	21
2. 保険料	22
3. 保険料の払込方法について	22
4. 満期返れい金・契約者配当金	22
II 注意喚起情報	23
1. クーリングオフについて（クーリングオフ説明書）	23
2. 告知義務・通知義務等	24
(1) 契約締結時における注意事項（告知義務等）	24
(2) 契約締結後における留意事項（通知義務等）	24
(3) 契約締結後における留意事項（保険契約の失効）	24
3. 死亡保険金受取人の指定について	25
4. 責任開始期および終期	25

5. 主な免責事由（保険金をお支払いしない主な場合）	25
6. 保険料の払込猶予期間等の取扱い	26
7. 解約と解約返れい金	26
8. 代理請求人制度について	26
9. 被保険者による保険契約の解約請求について	27
10. 保険会社破綻時の取扱いについて	27
11. 個人情報の取扱いに関する事項について	28
12. 事故が発生した場合の手続きおよび保険金の お支払時期について	28
13. Web約款について	30
14. 特約の補償重複について	30
15. その他ご注意いただきたいこと	31
16. 用語のご説明	32

Ⅲ 普通保険約款・特約	34
1. 普通保険約款	36
海外旅行傷害保険普通保険約款	36
2. 特約	49
(1) 傷害死亡保険金支払特約	49
(2) 傷害後遺障害保険金支払特約	57
(3) 傷害治療費用補償特約	74
(4) 疾病治療費用補償特約	83
(5) 疾病死亡保険金支払特約	91
(6) 治療・救援費用補償特約	97
(7) 賠償責任危険補償特約	113
(8) 携行品損害補償特約	121
(9) 救援者費用等補償特約	129
(10) 旅行変更費用補償特約	139
(11) 出国中止費用補償対象外特約	153
(12) 旅券盗難等特別費用補償特約	153
(13) 一時帰国中補償特約	158

(14)	長期保険特約	158
(15)	条件付戦争危険補償特約（A）	163
(16)	条件付戦争危険補償特約（B）	165
(17)	戦争危険等免責に関する一部修正特約	168
(18)	数次海外旅行者に関する特約	168
(19)	包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）	171
(20)	包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）	172
(21)	包括契約の精算に関する特約 （毎月報告・一括精算用）	174
(22)	企業等の包括契約に関する特約 （毎月報告・毎月精算用）	175
(23)	企業等の包括契約に関する特約 （毎月報告・一括精算用）	178
(24)	企業等の包括契約の精算に関する特約 （毎月報告・一括精算用）	181
(25)	企業等の災害補償規定等特約	181
(26)	旅行業者が付保する海外旅行傷害保険契約に 関する特約	182
(27)	特別危険補償特約	182
(28)	共同保険に関する特約	184

IV	保険証券面の表示等について	186
1.	特約一覧	186
2.	共同保険引受保険会社名称一覧	189

海外旅行傷害保険をご契約の皆様へ

このたびは大同火災の海外旅行傷害保険をご利用いただきありがとうございます。
とうございます。

このしおりは、弊社サービスのご利用方法、海外旅行傷害保険契約の内容について大切な事項を記載したものです。ご一読のうえ保険証券とともに、ご旅行にご持参くださいますようお願いいたします。なお、ご不明な点につきましては、お気軽に取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、海外旅行傷害保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および特約を十分にご覧いただくことをあわせてお願いいたします。

旅行日程が延びた場合の保険期間の延長手続きについて

ご旅行中に、旅行日程の変更などで保険期間の延長をご希望の場合にはご親族など日本にいらっしゃる代理の方に、ご契約された取扱代理店または弊社にて延長手続きを行うように依頼してください。延長手続きは海外では行えませんので、ご注意ください。

メディカルアシスタンスサービス

弊社の海外旅行傷害保険をご契約いただいたお客さまには、海外でのケガや病気、事故の際にメディカルサービスを提供しております。サービスの内容については次ページ以降をご参照ください

＜サービスご利用上のご注意＞

- ご契約内容に基づきお支払いの対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合は、サービスの対象とはなりません。
- サービスに伴って生じた治療費・移送費等の実費がご契約の保険金額を超過する場合には、その超過部分（提携会社の手数料を含みます。）については、お客さまのご負担となります。お支払いの対象とならない実費・手数料をお客さまから提携会社にお支払いいただいた上ではじめてサービスを提供させていただきます。あらかじめご了承ください。
- サービス提供後にお支払いの対象とならないことが判明した場合は、一切の費用はお客さまのご負担となります。サービス提供の途中で判明した場合は、お客さまから提携会社に見込み額・手数料をお支払いいただいた上でサービスを続けさせていただきます。
- 一部地域では、サービスを提供できない場合やサービス開始までにお時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。
- サービスの内容は、予告なく変更・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※本サービスは世界中の医療機関・エージェントとネットワークを持つ提携会社によって提供しております。

困ったときは、大同火災海外旅行サービスセンターへまずお電話を!!

<ご旅行中(海外滞在中)のご連絡先> ※日本語対応、24時間・年中無休

発信地	電話番号	
全世界から	①メディカルアシスタンスサービスダイヤル (キャッシュレス医療サービスのご利用、医療機関の紹介など) (81)-<3>-4243-8681 (81)-<3>-4329-1126 (コレクトコール受付可)	
	②ノンメディカルアシスタンスサービスダイヤル (携行品の破損事故、賠償責任事故、補償内容のご確認など) (81)-<3>-6311-5858 (81)-<3>-6371-0771 (コレクトコール受付可)	
	日本国内から	 ® 0120-889-782

<帰国後のご連絡先> ※午前9時～午後5時(土日・祝日および12/31～1/3を除きます)

発信地	電話番号
沖縄県内から	 ® 0120-091-161

(注)

- ()は国番号、< >は市外局番です。同国内および同市内では必要ありません。
- サービスセンターでは日本語で応答します。
- 旅行先において携帯電話の使用が可能な地域であれば、サービスセンターへは携帯電話からのお電話も可能です。
- コレクトコールが利用になれない場合は、一旦、メディカルアシスタンスサービスダイヤルまたはノンメディカルアシスタンスサービスダイヤルにご連絡いただき、「折り返し電話」するようお申し付けください。
- コレクトコールのかけ方はP4ページをご参照ください。

※戦争等危険地域、電話・交通手段の確保が困難な地域、金融事情が不安定なために必要な費用決済が困難な地域等ではサービスの提供をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

1. 電話のかけ方

メディカルアシスタンスサービスでは、コレクトコール（料金着信人払い）がご利用できます。現在いらっしゃる地域に応じて以下の方法でご利用ください。

○コレクトコール（料金着信人払い）のかけ方

提携会社のメディカルアシスタンスサービスで、コレクトコールがご利用できます。ご利用にあたってはアクセス番号（KDDI ジャパンダイレクト番号）をダイヤルし、KDDI オペレータにおつなぎのうえ、オペレータへ電話番号をお伝えください。

アクセス番号
(KDDI ジャパン
ダイレクト番号)

KDDI のオペレータにご希望のアシスタンスサービスの電話番号と大同火災海外旅行サービスセンターへ連絡したい旨お伝えください。

【メディカルアシスタンスサービス】

(81) - < 3 > -4329-1126

【ノンメディカルアシスタンスサービス】

(81) - < 3 > -6371-0771

※ KDDI のオペレータが日本語でおつなぎいたします。

※ ホテル客室からご利用の場合は手数料などがかかる場合があります。

※ 国・地域によっては公衆電話やホテル客室、携帯電話からご利用いただけない場合があります。

※ 海外で携帯電話からご利用の場合は、電話料金がかかる場合があります。

2. アクセス番号

〈アジア〉

国／地域	アクセス番号
アラブ首長国連邦	8000-01-81
イスラエル	1-80-9494-810
	1-80-9208-810
インドネシア	001-801-81
	008-801-81
カンボジア	1800-881-081
シンガポール	8000-810-810
スリランカ	2431-431
	112-431-431 (コロンボ市外から)
タイ	1800-0-081-10
	1-800-0081-98
大韓民国	00722-081
	00309-811
	00369-810
台湾	00801-81-0051
中華人民共和国 (香港及びマカオを除きます)	108-811 主に北部 (北京など)
	108-2811 主に南部 (上海・広州など)
ネパール	0800-77-981
バーレーン	80-0081
フィリピン	101-0558110
ブルネイ	800-081
ベトナム	120-81-0010
マカオ	0800-810
マレーシア	1800-80-0081
	1800-18-0081

国／地域	アクセス番号
モンゴル	ウランバートルホテル4階ビジネスセンター、パヤンゴンホテル1階ロビー、フラワーホテルおよび空港に設置の専用電話機から、受話器を上げて「ジャパンダイレクト」ボタンを押すとKDDIオペレータにつながります。
ヨルダン	18-800-081
ラオス	ワットアイ国際空港に設置の専用電話から、受話器を上げて「ジャパンダイレクト」ボタンを押すとKDDIオペレータにつながります。

〈アメリカ〉

国／地域	アクセス番号
アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます）	1-877-533-0051
	1-800-543-0051
アメリカ領ヴァージン諸島	1-800-543-0051
アラスカ	1-800-543-0051
アルゼンチン	0800-222-8100
カナダ	1-800-663-0681
チリ	1230-020-2509
プエルトリコ	1-800-543-0051
ペルー	0800-50-350
メキシコ	01-800-123-0281

〈ヨーロッパ〉

国／地域	アクセス番号
アイルランド	1800-55-0081
アゾレス諸島	800-800-810
イギリス	0808-5890081
	0800-6312-001
イタリア	800-172242
オーストリア	0800-250-216

国／地域	アクセス番号
オランダ	0800-022-0081
ギリシャ	00-800-81-11
サンマリノ	800-172242
スイス	0800-55-0081
スペイン	900-99-0981
チェコ	800-001-181
デンマーク	8001-0081
ドイツ	0800-080-0081
ノルウェー	800-19981
バチカン市国	800-172242
ハンガリー	06-800-08111
フィンランド	08001-10-810
フランス	0800-99-0081
ブルガリア	00-800-0081
ベルギー	0800-1-0081 ※公衆電話からはご利用いただけません。
ポーランド	0- (信号音) -0800-811-1181 ※1通話につき、1度数分の現地国内通話料がかかります。
ポルトガル	800-800-810
ルーマニア	080803-0081
ルクセンブルク	8002-0081
ロシア	810-800-110-1081

〈オセアニア〉

国／地域	アクセス番号
オーストラリア	1800-551-181
	1800-738-181
グアム	1-800-543-0051
	1-888-264-8576
クリスマス島	1-800-881-810
	1-800-551-181

国／地域	アクセス番号
ココス諸島	1-800-881-810
	1-800-551-181
サイパン	1-800-543-0051
	1-888-264-8576
ニュージーランド	00-0981
	0800-88-1810
ハワイ	1-800-543-0051

〈アフリカ〉

国／地域	アクセス番号
エジプト	23656081（カイロ市内から） ※ご利用の際、現地国内通話料がかかります。
	02-23656081（カイロ市外から） ※ご利用の際、現地国内通話料がかかります。
カナリア諸島	900-99-0981
スペイン領北アフリカ	900-99-0981
マディラ諸島	800-800-810
南アフリカ	0800-99-0081

※サービスセンターに連絡される際は下記項目をお知らせください。

- ★被保険者のお名前（日本での連絡先住所、電話番号）
- ★大同火災の海外旅行傷害保険に加入していること
- ★保険証券番号（保険証券をお持ちでない方は保険料領収証番号も可）
- ★保険期間
- ★契約タイプまたは保険金額
- ★現在、滞在中のホテル、病院等の住所・電話番号
- ★事故の内容、ケガ・病気の状態
- ※以後、サービスセンターと連絡する際にはお客様のお名前と保険会社名（大同火災）をお知らせください。

3. メディカルアシスタンスサービス

(日本語・24時間・年中無休)



困ったときは、サービスセンターへまずはお電話を！

ご旅行中の急病やケガでお困りのときは、弊社の提携会社のメディカルアシスタンスサービスをご利用ください。提携会社によりキャッシュレスの治療サービスや日本人に適した医療機関のご紹介、受診予約の手配など、状況に適した医療アシスタンスサービスを日本語、24時間365日で提供しております。

※ サービスセンターへの連絡はP3、お電話のかけ方はP4をご覧ください。

<注> サービスに要した費用は、海外旅行傷害保険からご契約の範囲内で支払われますが、サービスの費用が保険金額を超える場合や保険のお支払いの対象とならない場合は、お客さまの自己負担とさせていただきます。

① キャッシュレス医療サービス

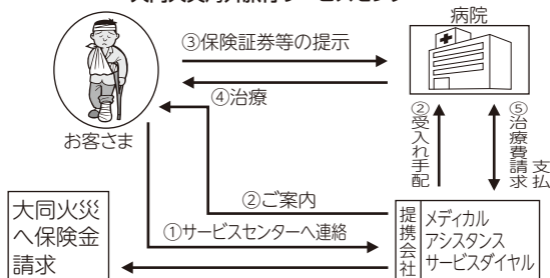
海外旅行中のケガ・病気の際に提携会社が治療費を直接病院にお支払いするサービスで、お客さまは現金のお支払いなしで、病院で治療を受けることができます。

すでに病院等に収容されている場合、病院側へキャッシュレスサービス提供の交渉をします。

●キャッシュレス医療サービスのご利用方法●

- (1) 病院へ行かれる前にサービスセンターまでご連絡ください。提携会社が医療機関のご紹介、受診予約の手配を行います。
- (2) 大同火災の保険証券等を病院にご提示ください。保険証券をお持ちでない場合は、サービスセンターへご連絡ください。
- (3) キャッシュレス医療サービスに要した費用は、海外旅行傷害保険の対象となる場合、その支払限度額まで提携会社を通じて大同火災が医療サービス提供会社に直接支払いますので、お客さまは直接負担する必要はありません。

大同火災海外旅行サービスセンター



※キャッシュレス医療サービスが受けられない場合

病院によっては診察後に処方箋が出され、別途薬局で薬の購入が必要な場合がありますので、その際は一度お客さまにてお支払いいただき、帰国後に大同火災までご請求ください。キャッシュレスサービス手配にもかかわらず、病院から治療費の請求があった場合は、提携会社までご連絡ください。

● 「キャッシュレス医療サービス」ご利用にあたっての注意事項 ●

- サービスをお断りする場合
ご契約の海外旅行傷害保険のお支払対象とならない病気またはケガの場合にはサービスの提供をお断りします。
サービスの提供をお断りする主な場合は次のとおりです。
 - ア いわゆる「持病」等、ご旅行出発前に発生している疾病
 - イ 妊娠、出産、早産または流産およびこれらに基づく疾病
 - ウ 「虫歯」「歯槽膿漏」等の歯科疾病
 - エ 自殺行為、闘争行為または犯罪行為によるケガ
 - オ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態または無免許での運転によるケガ
- お客さまの自己負担について
保険金額の超過部分および保険の対象外の治療についてはお客さまの自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。
また、サービスのご利用をいただいた後にご契約の海外旅行傷害保険で保険金をお支払いできないことが判明した場合には、一切の費用はお客さまの自己負担となりますので、あ

らかじめご了承ください。

- (3) 医療機関自身の医療過誤につきましては、弊社は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

② 医療通訳サービス

- ケガや病気で医師の治療を受けられる場合、必要に応じて、電話による医療通訳サービスを提供します。
- 通訳者の派遣手配をします。

③ 医療機関 / 医師の紹介・予約

- 症状、滞在地、診察希望時間帯にあわせ、医療機関 / 医師を紹介・予約します。
- 宿泊施設滞在中で緊急の場合、宿泊施設のフロントと連絡をとり、往診手配・救急車手配をします。

④ 治療経過管理

- 通院受診後のお客さまの回復状況をチェック・治療内容確認・フォローします。
- 入院の場合、適切な治療がなされているか主治医と定期的にコンタクトしチェックします。

⑤ ご家族等の救援者へのサポート

- 3日以上続けて入院された場合、医療機関へ駆けつけるご家族の渡航のお手伝いをします。

⑥ 緊急移送・帰国搬送手配

- 事故現場へ救急車・救急ヘリ・緊急医療チームの派遣手配をします。
- 商用定期便、チャーター機・付き添い医師／看護師の手配をします。
- 移送先となる最寄り先進国における受け入れ病院の手配をします。
- 帰国搬送の手配をします。
 - ・日本の病院へ転院する必要がある場合、航空会社への患者の搭乗申請手配等をします。
 - ・商用定期便、チャーター機等の搬送便の手配をします。
 - ・主治医の指示に基づく、付き添い医師／看護師の手配をします。

⑦ 遺体搬送手配

- ご遺体の現地火葬手配をします。
- 日本へのご遺体送還手配をします。

⑧ 保険金請求手続援助サービス

万一、海外旅行中に病気や事故にあった場合の海外旅行傷害保険、保険金請求方法をお手伝いいたします。

- 保険事故連絡受付
- 保険金請求に関するさまざまなご相談や必要書類についてのご案内

【ご利用方法】

提携会社までご連絡ください。保険金請求手続援助サービスは海外旅行傷害保険の対象となる場合、無料となっております。

⑨ ノンメディカルサービスの対応

- 携行品の盗難・破損事故
盗難事故の警察等への届出のアドバイスや、必要書類についてご案内します。
- 賠償責任事故
賠償事故を起こされた場合、先方との示談交渉に関するアドバイスや、必要書類についてご案内します。
- 保険契約内容の確認
保険証券の見方のご説明や、保険金額がいくらついているかわからないという場合、ご契約内容の確認をします。

4. 保険金ご請求の手続き

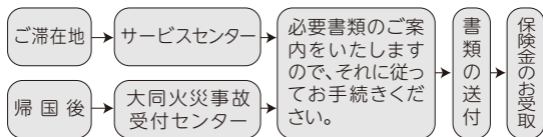
《ご注意》

- 遅滞なく取扱代理店または弊社事故受付センター窓口（最終ページ参照）にご連絡ください。ご旅行先でご請求の場合には、提携会社のサービスセンターまでご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。このご契約には、弊社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するようご相談に応じさせていただきます。保険金のご請求にあたっては、弊社所定の書類を提出していただき

ますので、ご契約の取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

- 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が所定の書類を提出されないとき、または提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- 事故により高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない特別な事情があり、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいない場合には、弊社の承認を得て、所定の方（以下「代理請求人」といいます。詳細につきましては下記（注）をご覧ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細につきましては取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、本制度については、代理請求人となる方にも必ずご説明ください。

- （注）① 被保険者と同居または生計と共にする配偶者
② 被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合）
③ 上記①以外の配偶者または上記②以外の3親等内の親族（上記①もしくは②の方がいない場合または上記①もしくは②の方に保険金を請求できない事情がある場合）



《ご滞在地で保険金を受取られる場合》

現地で保険金を受取られる場合、提携会社のサービスセンターに書類を送っていただくことになります。必要書類のご案内をいたしますので、事前に必ず提携会社のサービスセンターにご連絡ください。

※書類を提出いただいてから、実際に保険金をお受け取りいただくまでには一定の期間が必要です。特に短期旅行のお客さまは旅行中の貴重な時間を処理に費やしていただくことになりますので、支障がない場合は帰国後にご請求されることをおすすめします。

<参考>保険金請求に必要な書類

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求意思および保険金請求権者であることが確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、死亡保険金受取に関する同意書、委任状、代理請求人による保険金の請求および受領に関する確認書、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故報告書、傷害状況報告書、事故証明書、旅行契約書 など
3	保険金の対象価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の傷害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、後遺障害診断書、診断書、治療費の明細書および領収書、支出した費用の領収書、診療報酬明細書、入院証明書、治療費領収書、運転免許証(写)、レントゲン(写) など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、損害状況明細書、請求書 など
4	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、被保険者名簿 など
5	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
7	大同火災が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

5. 困ったときの英会話

(1) 会話・単語

病院へ連れて行ってください。

Please take me to a hospital.

医師を電話で呼んでください。

Please call a doctor.

ここが痛い。

I have a pain here.

気分が悪い。

I am not feeling well.

熱がある。

I have a fever.

下痢をしました。

I have diarrhea.

頭痛がします。

I have a headache.

目まいがします。

I feel dizzy.

おなかが痛い。

I have a stomachache.

しくしく痛い。

I have a crampy pain.

さしこむように痛い。

I have a sharp pain.

旅行を続けてもよいですか？

May I continue my trip?

少しもよくなりません。

I don't feel any better.

少しよくなりました。

I feel a little better.

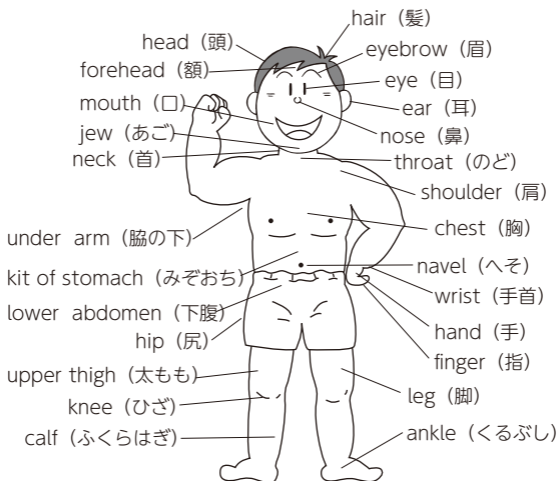
だいぶ気分がよくなりました。

I feel much better.

〈症状〉

苦痛	Pain	めまい	Dizziness
悪寒	Chill	貧血	Anemia
はれ	Swelling	鼻血	Nosebleed
ふるえ	Trembling	鼻づまり	Nasal Obstruction
しびれ	Numbling	痰	Sputum
骨折	Fracture	咳	Cough
捻挫	Sprain	呼吸困難	Difficulty in breathing
打撲	Bruise	動悸	Palpitation
じんましん	Hives	胃痛	Stomachache
熱	Fever	吐き気	Nausea
頭痛	Headache	下痢	Diarrhea

〈からだの各部名称〉



(2) 医師に診断書等を請求する場合の外国語

日本語が通じない病院では、次の文章を医師にお見せください。

【日本語／医師の方へ】

保険金請求のために必要ですので、次の書類を交付して下さい。

- 診断書
- 治療費請求明細書および領収書

■英語

TO THE ATTENDING DOCTOR:

Please deliver the following documents which are necessary for the claim of benefits.

- Medical Certificate.
- Bills of medical expenses and receipts.

■フランス語

A L'INTENTION DU DOCTEUR:

Veillez remettre les documents suivants qui sont exigés, de manière à pouvoir toucher vos indemnités.

- Certificat médical.
- Factures et recus des frais médicaux.

■ドイツ語

Fure den Doktor:

Bitte ueberbringen Sie die folgenden Dokument, die fuer die Forderung der Leistungen notwendig sind.

- Aertzliche Atteste.
- Rechnungen der aertzlichen Ausgaben und Belege.

■スペイン語

A los Sren médico:

Sirvanse entregar los documentos siguientes que son necesrios para la reclamación de los deneficios.

- Certificado médico.
- Facturas de los gastos médicos y los recibos.

I 契約概要

1. 商品の仕組みおよび主な引受条件等

(1) 商品の仕組み

海外旅行傷害保険は、基本内容を「海外旅行傷害保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます。）」で規定し、「特約」をセットすることにより補償内容を選択する商品となっております。「特約」をセットすることにより、海外旅行中のケガ・病気、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害、旅行中の携行品の損害等に対して保険金をお支払いします。補償内容等については、「普通保険約款」より「特約」が優先的に適用されます。

また、必要となる補償をあらかじめ弊社でセットしたタイプでのご契約、または、お客さまが必要な補償をご自由に組み合わせるフリープランでのご契約が選択いただけます。フリープランでのご契約の場合は、基本となる「傷害死亡保険金支払特約」は必ずセットする等、組み合わせに条件がありますのであらかじめご了承ください。

(2) 補償内容（セットできる主な特約とその補償内容）

① 保険金をお支払いする主な場合

主な支払事由は次のとおりです。詳細につきましては、「普通保険約款」、「特約」をご参照ください。

特約名称	保険金の種類	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金支払特約	傷害死亡保険金	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、傷害後遺障害保険金支払特約がセットされている場合において、傷害後遺障害保険金支払の原因となった傷害の直接の結果として、その障害の原因となった事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金を控除した残額を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。

<p>傷害後遺障害 保険金支払特約</p>	<p>傷害後遺障 害保険金</p>	<p>旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p>
<p>傷害治療費用 補償特約</p>	<p>傷害治療費 用保険金</p>	<p>海外旅行中の事故によるケガのため医師の治療を受け、事故の日からその日を含めて180日以内に費用を負担した場合 (注) 日本国外においてカイロプラクティック、鍼<small>はり</small>または灸<small>きゅう</small>の施術に要した費用は保険金の補償対象外となります。</p>
<p>疾病治療費用 補償特約</p>	<p>疾病治療費 用保険金</p>	<p>海外旅行中に発病した病気により医師の治療を受け医師の治療開始日からその日を含めて180日以内に費用を負担した場合 (注) 日本国外においてカイロプラクティック、鍼<small>はり</small>または灸<small>きゅう</small>の施術に要した費用は保険金の補償対象外となります。</p>
<p>疾病死亡保険 金支払特約</p>	<p>疾病死亡 保険金</p>	<p>海外旅行中に発病した病気により死亡された場合</p>
<p>治療・救援費 用補償特約</p>	<p>治療・救援 費用保険金</p>	<p>治療・救援費用保険金をお支払いする場合はそれぞれ次によります。ただし、お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等につき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 ● 傷害治療費用部分 前記傷害治療費用補償特約に準じます。 ● 疾病治療費用部分 前記疾病治療費用補償特約に準じます。 ● 救援費用部分 後記救援者費用等補償特約に準じます。 (注) 日本国外においてカイロプラクティック、鍼<small>はり</small>または灸<small>きゅう</small>の施術に要した費用は保険金の補償対象外と</p>

		なります。
賠償責任危険補償特約	賠償責任保険金*	海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
携行品損害補償特約	携行品損害保険金	海外旅行中に被保険者が所有し携行する身の回り品(携行品)が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあつて損害を受けた場合
救済者費用等補償特約	救済者費用等保険金	海外旅行中に以下の事由に該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が搭乗している航空機・船舶等が遭難した場合(救済費用部分) ・事故によるケガのため、3日以上継続して入院されたり事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合(救済費用部分) ・病気のため、3日以上継続して入院されたり旅行中または旅行終了日からその日を含めて30日以内に亡くなられた場合(救済費用部分)
旅行変更費用補償特約	旅行変更費用保険金	次のいずれかに該当したことにより「出国を中止した場合(ただし、出国中止費用補償対象外特約がセットされている場合を除きます。)」または「出国後、旅行を途中で取りやめ帰国した場合」に保険金をお支払いします。 ア 被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の親族が死亡した場合または危篤になった場合 イ 被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族が傷害または疾病を直接の原因として入院を開始した場合。ただし、被保険者については出国前3日以上、その他の者については出国前後にかかわらず14日以上継続して入院(歯科疾病を除きます。)をした場合 ウ 被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった

	<p>場合もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登山中に遭難した場合</p> <p>エ 被保険者の居住する建物または家財の火災、風災、水災等による100万円以上の損害が発生した場合 など</p>
--	--

※賠償責任保険金では、損害の防止軽減等に必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

② **主な免責事由（保険金をお支払いしない場合）等**

次の事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いできません。なお、主な場合のみを記載しておりますので詳細につきましては、「普通保険約款」、「特約」をご参照ください。

- ・ 保険契約者または被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ・ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- ・ 無免許運転、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- ・ 責任開始期以前に発病した病気または発生した事故によるケガ
- ・ 妊娠・出産・早産・流産によるケガまたは病気
- ・ 道路以外の場所で自転車、オートバイ、原動機付自転車等による競技、競争、興行、試運転をしている間のケガ^(注)

(注) これらの事由で生じたケガについては、「特別危険補償特約」を付帯し、あらかじめ割増保険料をお支払いいただくことで補償の対象とすることができます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(3) **保険期間（保険のご契約期間）**

この保険の保険期間は旅行期間（旅行行程）に一致させてご契約ください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険責任は終了します。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険契約申込書等をご確認ください。

(4) **引受条件（保険金額等）**

ご契約いただく際には、次の点にご注意ください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険契約申込書等にてご確認ください。

① 保険金額の設定について

保険金額の設定について、次の点にご注意ください。

ア 被保険者の方の年齢・年収等に照らして、適正な金額となるように設定してください。

イ 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡に関する保険金額は被保険者ごとに種の他の保険契約等と合算して1,000万円（旅行目的が留学、学校旅行等の場合は3,000万円）までとなりますので、ご注意ください。

a. 被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合

b. ご契約者と被保険者が異なり、被保険者の同意が確認できない場合

② 引受制限について

ア. この保険は、海外旅行中の事故を補償の対象としています。従って、次のような方を被保険者とするご契約はできません。

・既に海外で滞在されている方

・帰国予定のない方や海外に永住される方

・海外から日本へ滞在される方

※ 旅行先で危険なスポーツ（例：ピッケル等を使用する山岳登山、ハンググライダー等）を行っている間にケガされた場合で、「特別危険補償特約」を付帯していないときは、保険金をお支払いすることができませんので、ご注意ください。

イ. 被保険者が保険開始日時時点で満70歳以上である場合や、これまでに保険金の請求頻度が著しく高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、新規契約および継続する契約ともに契約条件を見直していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

2. 保険料

保険料は、保険金額、保険期間、ご職業の内容等により決定されます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険契約申込書等にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、一時払のみとなります（包括契約方式の場合は、払込方法が異なります。）。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はございません。

Ⅱ 注意喚起情報

1. クーリングオフについて（クーリングオフ説明書）

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申し込み後であっても次のとおりご契約のお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

- お客さまがご契約を申し込まれた日または「重要事項説明書」を受領された日のいずれか遅い日から**8日以内**であれば、クーリングオフを行うことができます。
- クーリングオフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に**弊社の本社あてに必ず郵便にてご通知ください**（ご通知内容については下記＜記入例＞をご参照ください）。ご契約を申し込まれた取扱代理店では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

クーリングオフされた場合には、既にお払い込みになった保険料は、速やかにお客さまにお返しいたします。また、弊社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料をお支払いいただく場合がございます。

＜クーリングオフできない場合＞

次のご契約は、クーリングオフはできませんのでご注意ください。

- ・ 保険期間が1年以下のご契約
- ・ 営業または事業のためのご契約
- ・ 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約

なお、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、その申し出の効力は生じないものとします。

<記入例>

宛 先

裏 面

切 手	900-8586	沖縄県那覇市久茂地一十二一
	大同火災海上保険株式会社 事務サービス部契約管理課	
	行	

下記の保険契約をクーリング
オフします。

申込人住所
氏 名()
電話番号
自 宅()
勤務先()
・申込日:
・保険種類:
・証券番号:
(領収証番号※:)
・取扱営業店:
・取扱代理店・扱者:

※証券番号は、保険契約申込書控の右上に記載されています。
領収証番号は、保険料領収証右上に記載されています。証券
番号が不明な場合のみご記入ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時における注意事項（告知義務等）

保険契約申込書等に☆または★が付された事項はご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの内容が事実と異なる場合には、ご契約を解除することがあります。解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください（弊社代理店には告知受領権があります。）。

(2) 契約締結後における留意事項（通知義務等）

保険契約申込書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除することがあります。解除する場合、保険金をお支払いできないことや保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、通知義務の対象には該当しませんが、ご契約者の住所などを変更した場合も取扱代理店または弊社までご連絡ください。

(3) 契約締結後における留意事項（保険契約の失効）

ご契約後、被保険者が死亡した場合には、この保険契約は効力を失います。

3. 死亡保険金受取人の指定について

- **死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。**被保険者の法定相続人以外の特定の方を死亡保険金受取人に指定される場合は必ず被保険者の同意を得てください。ただし、死亡保険金をお支払いする特約のみをご契約の場合^(注)は、法定相続人であっても被保険者の同意が必要です。同意のないままにご契約をされた場合には保険契約が無効となります。なお、特定の方を死亡保険金受取人に指定される場合には、被保険者の署名および捺印、その他弊社の定める書類が必要となります。

(注)「傷害死亡保険金支払特約」のみ、「疾病死亡保険金支払特約」のみまたは「傷害死亡保険金支払特約」および「疾病死亡保険金支払特約」のみのご契約をいいます。

- 企業等がご契約者および死亡保険金受取人で、従業員等を被保険者とするご契約については、被保険者のご家族等に対し、保険加入についてのご説明をお願いします。

4. 責任開始期および終期

保険期間の初日の午前 0 時に始まり、末日の午後 12 時に終了します。(日本国の標準時)

5. 主な免責事由 (保険金をお支払いしない主な場合)

(1) 主な免責事由

次の事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いできません。なお、主な場合のみを記載しておりますので、詳細につきましては、「普通保険約款」、「特約」をご参照ください。

- 保険契約者または被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ

(2) 重大事由による解除の場合

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合
 - 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 など
- この場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。

6. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は特定の特約をセットした場合を除き、ご契約と同時に
お支払いください。保険期間が始まった後でも**保険料を領収する前に
生じた事故については保険金をお支払いすることができません。**

7. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡
ください。実際に解約するにあたっては、弊社に対する書面による
通知が必要になります。なお、解約の条件によっては、弊社の
定めるところにより未経過期間に相当する保険料を返還または未
払込保険料を請求させていただくことがあります。保険料が返還
される場合であっても、解約返れい金は原則として未経過期間に
対する日割相当額よりも少なくなります。次の算式をご参照くだ
さい。

(1) 計算式

補償項目ごとに次の算式により算出します。

$$\boxed{\text{返還保
険料}} = \boxed{\text{保険
金額}} \times \left(\begin{array}{l} \text{現存契約の保険} \\ \text{期間に対応する} \\ \text{適用料率*} \end{array} - \begin{array}{l} \text{既経過期間} \\ \text{に対応する} \\ \text{適用料率*} \end{array} \right)$$

※現存契約に既に変更があった場合には、変更後の条件による適
用料率とします。

(2) 返還保険料の計算例

(ご契約条件)

保険期間：11月1日から11月1日まで（1年間）

保険金額：10,000千円（傷害死亡保険金額）

保険料：7,100円（死亡保険金支払特約）

(解約時の条件)

解約日：4月5日に解約（既経過期間：6か月）

解約返戻金：3,350円（10円単位に四捨五入）

8. 代理請求人制度について

代理請求人制度とは、被保険者が、保険金のお支払いの対象と
なる傷害を被り、保険金をご請求される前に、重度の障害により
保険金の請求ができなくなってしまった等の特別な事情があり、
かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合
には、**被保険者の配偶者または3親等内のご親族のうち弊社所定
の条件を満たす方が、被保険者の代理人（以下「代理請求人」と
いいます。）として保険金のご請求が可能となる制度です。**詳細
につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

本制度については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

9. 被保険者による保険契約の解約請求について

被保険者とご契約者が異なる場合で、次の①～⑤のいずれかに該当するときは、被保険者は、ご契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。この場合、ご契約者は弊社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。

- ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・ ご契約者または保険金を受け取るべき方が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを生じさせ、または生じさせようとした場合
 - ・ 保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
 - ③ 同種の他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金が過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - ④ ご契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
 - ⑤ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- ※ 上記に該当する場合、その被保険者は、弊社に対する通知により保険契約を解約することができます。その際は被保険者(本人)であることを証明していただく資料等をご提出していただきます。

10. 保険会社破綻時の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金や返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、次のとおり補償されます。

- 保険期間が1年以内の場合は、保険金や返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は100%が補償されます。
- 保険期間が1年超のご契約の場合は、保険金や返れい金等は90%までが補償されます(ただし、主務大臣が定める率により高

い予定利率を適用している保険契約は、補償割合が90%を下回ることがあります。)

「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

11. 個人情報の取扱いに関する事項について

弊社は、保険契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品または各種サービスの案内・提供、アンケートの実施を行うために利用するほか、次の①から⑤の取得・利用・提供または登録、その他業務上必要とする範囲内で、取扱いいたします。

- ① 弊社が、上記業務のために業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ② 弊社が、保険制度の健全な運営のため、(社)日本損害保険協会、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ③ 弊社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があること。
- ④ 弊社が、グループ会社に提供を行い、当該会社とその取扱う商品・サービスの案内または提供を行うことがあること。
- ⑤ 弊社が、質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る手続き、担保権の維持・管理・行使のために、その担保権者に提供を行うことがあります。

弊社の個人情報保護宣言、弊社のグループ会社につきましては弊社ホームページ (<https://www.daidokasai.co.jp/>) をご覧ください。

12. 事故が発生した場合の手続きおよび保険金のお支払時期について

- 事故が発生した日から30日以内に取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご旅行先でご請求の場合には、大同火災海外旅行サービスセンターまでご連絡ください。
- 示談代行サービスはありませんので、賠償責任が発生した事故の際は被保険者ご自身で事故の相手方と交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の承認や賠償金（示談金を含みます。）の支払いにあたっては、必ず事前に弊社にご相談く

ださい。事前に弊社の承認がないときには、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

- 保険金請求権については**時効（3年）**がありますのでご注意ください。
- 被保険者または保険金受取人は、次の書類をご提出いただく必要があります。必要に応じて、その他の資料のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求意思および保険金請求権者であることが確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、死亡保険金受取に関する同意書、委任状、代理請求人による保険金の請求および受領に関する確認書、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故報告書、傷害状況報告書、事故証明書、旅行契約書 など
3	保険金の対象価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の傷害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、後遺障害診断書、診断書、治療費の明細書および領収書、支出した費用の領収書、診療報酬明細書、入院証明書、治療費領収書、運転免許証(写)、レントゲン(写) など ② 携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、損害状況明細書、請求書 など
4	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、被保険者名簿 など
5	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など

7	大同火災が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など
---	---------------------------	---------------------------------

弊社が保険金の支払に必要な書類の取付けを完了した日から、原則として**30日以内**に保険金をお支払いします。ただし、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただく場合があります。

- ① 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
- ② 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 後遺障害の内容、その程度を確認するための、医療機関による診断等の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合の調査 60日
- ⑤ 日本国外での調査が必要な場合 180日

13. Web約款について

「ご契約のしおり（約款）」を「冊子」ではなくインターネット上でご確認ください。「Web約款」をお勧めしております。保険契約申込書においてWeb約款を選択していただき「ご契約のしおり（約款）」のお届けを省略させていただく場合、弊社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。Web約款を選択された方は、弊社ホームページ (<https://www.daidokasai.co.jp/>) から「ご契約のしおり（Web約款）」を選択し、ご契約いただく補償内容について普通保険約款・特約をご確認ください。

14. 特約の補償重複について

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。（注）

（注）1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき

や、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となった時などは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意下さい。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
海外旅行傷害保険の携行品損害補償特約	DAY-GO! くるまの保険の携行品損害特約

15. その他ご注意いただきたいこと

- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立いたしましたご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。
- 保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。
- 契約手続きから 20 日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- カード会社や金融機関等がご契約者となり、その会員や預金者等が被保険者となる団体契約においては、その被保険者のクレジットカードや預金口座を解約することにより補償も終了します。
- 損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社までご照会ください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合（団体契約を含みます。）や、被保険者となる方がご契約者以外にもいる場合には、本「ご契約のしおり」の内容をその方にもご説明ください。
- 包括契約にてご契約いただく場合の保険料は「暫定保険料」となっております。毎月一定日（または保険期間満了後）までに確定した人数等の報告をいただき、それに基づいた「確定保険料」と「暫定保険料」との差額を精算していただきます。**なお、「包括契約の精算に関する特約（毎月報告・一括精算用）」をセットすることにより、保険期間終了後の保険料確定精算の事務手続きを不要とすることができます。**詳細につきましては、取扱代理店

または弊社までお問い合わせください。

16. 用語のご説明

用語	説明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
外来	ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
急激	突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故が緩やかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔の無いことを意味します。
偶然	「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払条件が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
旅行行程	海外旅行の目的を持って住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

p33 白ページ

Ⅲ 普通保險約款・特約

p35 白ページ

1. 普通保険約款

海外旅行傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款およびこの保険契約に付帯された特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注)他の保険契約等に関する事項を含みます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
死亡保険金受取人	この保険契約に、傷害死亡保険金または疾病死亡保険金のいずれかを支払う特約が付帯された場合に、その特約に規定する死亡保険金受取人をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
損害等	この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。

他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻関係にある者の相手方をいい、法律上の婚姻届出が提出されていない事実上の婚姻関係にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
保険事故	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社が保険金を支払わない場合は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定によります。

第4条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、傷害によって被保険者が死亡したものと推定します。

第3章 基本条項

第5条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) (1)の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。

① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関（注1）のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休

② 交通機関（注1）の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能

③ 被保険者が治療を受けたこと。

④ 被保険者の旅券の盗難または紛失。ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限りです。

⑤ 被保険者の同行家族（注2）または同行予約者（注3）が入院したこと。

（注1）航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

（注2）被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。

（注3）被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行しているものをいいます。

(4) (3)の場合のほか、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険

期間の末日の午後 12 時までには予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要する時間だけ保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時（注 1）のいずれか早い時までとします。

- ① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関（注 2）または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
- ② 被保険者に対する公権力による拘束
- ③ 被保険者が誘拐されたこと。
- ④ 日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと。

（注 1）最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

（注 2）航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

(5) (1)、(3)および(4)の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに掲げる保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険料領収前に生じた保険事故
- ② 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故

第 6 条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結

していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した保険事故による損害等については適用しません。

第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が旅行行程中に従事する保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。

第8条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第9条(保険契約の無効)

- (1) 次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。
- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、傷害または疾病に対して一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に、その被保険者の同意を得なかったとき。
- (2) (1)②の規定は、この保険契約に付帯された(1)②の特約の各々が次に該当する場合には適用しません。
- ① 被保険者が保険金の受取人である特約
- ② 被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人である特約(注)
- (注) 被保険者の被った傷害または疾病に対し、傷害死亡保険金ま

たは疾病死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に限り、

第 10 条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第 11 条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 12 条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第 13 条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者ま

たは保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故（注1）の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故（注1）による損害等に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

(注2) (2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）

(1) 第6条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り、(1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定

によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第 16 条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第 9 条（保険契約の無効）(1)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第 17 条（保険料の返還－取消しの場合）

第 11 条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第 18 条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第 6 条（告知義務）(2)、第 13 条（重大事由による解除）(1)または第 15 条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第 12 条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第 13 条（重大事由による解除）(2)の規定により、当社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- （注）その被保険者に係る部分に限ります。

第 19 条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金の請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注 1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族 (注 2) のうち 3 親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 (注 1) または②以外の親族 (注 2) のうち 3 親等内の者
- (注 1) 第 1 条 (用語の定義) の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (注 2) 第 1 条 (用語の定義) の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
 - (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 - (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 20 条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日 (注 1) からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保

険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 保険価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第21条(支払通貨および為替交換比率)

- (1) 当社が保険金を支払うべき場合には、支払通貨(注)をもって行うものとします。

(注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

- (2) (1)の場合において、次のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨(注)に換算します。ただし、保険金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって保険金の支払の対象となる費用を支出していた旨の被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率により支払通貨(注)に換算することができます。

① 保険証券において、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金額を表示している通貨と支払通貨(注)が異なる場合

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の支払の対象となる費用について現実に支出した通貨と支払通貨(注)が異なる場合

(注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社と提携する機関から保険金の支払の対象となる費用の請求を受け、その機関への支払を当社に求めた場合には、当社が、当社と提携する機関に保険金を支払う日の交換比率により支払通貨(注)に換算することができます。

(注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

- (4) (2)および(3)の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社との間であらかじめ交換比率に関する別段の合意がある場合には、その交換比率により支払通貨(注)に換算することができます。

(注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第22条(時効)

保険金請求権は、第19条(保険金の請求)(1)に定める時の翌

日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第23条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第24条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第25条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会（注）に登録します。
 - ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日、性別および同意の有無
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
- (注) 「以下「協会」といいます。
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参

考にすること以外に用いないものとします。

- (4) 協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第 26 条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が 2 名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第 27 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 28 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

2. 特約

(1) 傷害死亡保険金支払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
傷害死亡保険金額	保険証券記載の傷害死亡保険金額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
保険事故	傷害の原因となった事故をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、傷害死亡保険金額の全額（注）を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）または傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）が付帯されている場合において、傷害後遺障害保険金の支払の原因となった傷害の直接の結果として、その傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金を控除した残額とします。

(2) 第13条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により

被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

- (3) 第13条（死亡保険金受取人の変更）(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の傷害死亡保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害死亡保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害死亡保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑩ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法

人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 傷害死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。

① 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害死亡保険金を支払います。

イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害死亡保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条 (他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害死亡保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第6条 (保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合)

(1) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の

- 事実（注 1）が生じた時以降の期間（注 2）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (注 1) 普通保険約款第 7 条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注 2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第 7 条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害死亡保険金を削減します。
- (注) 普通保険約款第 7 条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第 7 条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害死亡保険金を削減します。
- (注) 普通保険約款第 7 条(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (5) (4)の規定は、当社が、(4)の規定による傷害死亡保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から傷害死亡保険金を削減して支払う旨の傷害死亡保険金を受け取るべき者に対する通知をしないうちに 1 か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注）があった時から 5 年を経過した場合には適用しません。
- (注) 普通保険約款第 7 条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (注) 普通保険約款第 7 条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注 1）が生じ、この保険契約の引受範囲（注 2）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもつ

て、この保険契約を解除することができます。

(注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当社は、傷害死亡保険金を支払いません。この場合において、既に傷害死亡保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

第7条(被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。

① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第13条(重大事由による解除)(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第13条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 普通保険約款第13条(1)④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通

知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

（注）その被保険者に係る部分に限りです。

(4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限りです。

第8条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第6条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に
関する通知義務の場合）(2)または(7)の規定により、当会社が保険
契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもつ
て計算した保険料を返還します。

(2) 前条(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除
した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険
料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限りです。

(3) 前条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除し
た場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料
を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限りです。

第9条（事故の通知）

(1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または
傷害死亡保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からそ
の日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度
を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会
社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の
診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じな
ければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった
場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害死亡保険金を受
け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日また
は遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難
発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者
が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、また
はその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった
場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それ
によって当会社が被った損害の額を差し引いて傷害死亡保険金を

支払います。

第 10 条（保険金の請求）

- (1) 傷害死亡保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
 - (2) 傷害死亡保険金を受け取るべき者が傷害死亡保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 死亡保険金受取人（注 1）の印鑑証明書
 - ② 死亡診断書または死体検案書
 - ③ 被保険者の戸籍謄本
 - ④ 法定相続人の戸籍謄本（注 2）
 - ⑤ 当会社の定める傷害状況報告書
 - ⑥ 公の機関（注 3）の事故証明書
 - ⑦ 傷害死亡保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注 4）
 - ⑧ その他当会社が普通保険約款第 20 条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注 1) 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。
- (注 2) 死亡保険金受取人を定めなかった場合とします。
- (注 3) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注 4) 傷害死亡保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第 11 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第 9 条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第 19 条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害死亡保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
 - (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注 1）のために要した費用（注 2）は、当会社が負担します。
- (注 1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注 2) 収入の喪失を含みません。

第 12 条（代位）

当会社が傷害死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者

の法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 13 条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
 - (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
 - (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
 - (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。
 - (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
 - (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。
 - (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
 - (8) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、疾病死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
 - (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。
- (注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第 14 条 (死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が 2 名以上である場

合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができません。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第4条 (保険金を支払わない場合—その2) ①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

(2) 傷害後遺障害保険金支払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
傷害後遺障害 保険金額	保険証券記載の傷害後遺障害保険金額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注)水上オートバイを含みます。
保険事故	傷害の原因となった事故をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{傷害後遺障害保険金額} \times \text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合} = \text{傷害後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 傷害の原因となった同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、傷害後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級

に対する保険金支払割合

- ② ①以外の場合で、別表 1 の第 1 級から第 8 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 2 級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表 1 の第 1 級から第 13 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 1 級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、傷害後遺障害保険金額に、次の割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。

別表 1 に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	−	既にあつた後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	=	適用する割合
-------------------------------------	---	-----------------------------	---	--------

第 3 条（保険金を支払わない場合－その 1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注 1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 傷害後遺障害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
- ア. 法令に定められた運転資格（注 2）を持たないで自動車等を運転している間
- イ. 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害後遺障害保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場

合には、傷害後遺障害保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

⑩ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑪ ⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 運転する地における法令によるものをいいます。

（注3） 使用済燃料を含みます。

（注4） 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害後遺障害保険金を支払いません。

（注） いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害後遺障害保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害後遺障害保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（当会社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づき支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額をもって限度と

します。

第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条（保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）

- (1) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注2）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
（注1）普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
（注2）保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害後遺障害保険金を削減します。
（注）普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた保険

事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害後遺障害保険金を削減します。

- (注) 普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (5) (4)の規定は、当会社が、(4)の規定による傷害後遺障害保険金を削減して支払うべき事由の原因を知った時から傷害後遺障害保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)
(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)
(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)
(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当会社は、傷害後遺障害保険金を支払いません。この場合において、既に傷害後遺障害保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)
(1)または(2)の変更の事実をいいます。

第8条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。
- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に、

普通保険約款第 13 条（重大事由による解除）(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第 13 条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 普通保険約款第 13 条(1)④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第 9 条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第 7 条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に
関する通知義務の場合）(2)または(7)の規定により、当会社が保険
契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもつ
て計算した保険料を返還します。

(2) 前条(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除
した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険
料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(3) 前条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除し
た場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料
を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第 10 条 (事故の通知)

- (1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に保険事故発生状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて傷害後遺障害保険金を支払います。

第 11 条 (保険金の請求)

- (1) 傷害後遺障害保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者に後遺障害が生じた時または保険事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。
 - (2) 被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が傷害後遺障害保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 被保険者の印鑑証明書
 - ② 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - ③ 当社の定める傷害状況報告書
 - ④ 公の機関(注 1)の事故証明書
 - ⑤ 傷害後遺障害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注 2)
 - ⑥ その他当社が普通保険約款第 20 条(保険金の支払時期)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (注 1) やむを得ない場合には、第三者とします。

(注 2) 傷害後遺障害保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第 12 条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第 10 条 (事故の通知) の規定による通知または前条および普通保険約款第 19 条 (保険金の請求) の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害後遺障害保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案 (注 1) のために要した費用 (注 2) は、当会社が負担します。
- (注 1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注 2) 収入の喪失を含みません。

第 13 条 (代位)

当会社が傷害後遺障害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 14 条 (傷害後遺障害保険金の受取人の変更)

保険契約者は、傷害後遺障害保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第 15 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとし、以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%

第4級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものととは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</p> <p>(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</p>	69%
第5級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 1上肢の用を全廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の用を全廃したもの</p> <p>(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>	59%
第6級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解する</p>	50%

	<p>ことができない程度になったもの</p> <p>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したものの</p> <p>(7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したものの</p> <p>(8) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの</p>	
第 7 級	<p>(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したものの</p> <p>(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したものの（足指の用を廃したのものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをい</p>	42%

	<p>います。以下同様とします。)</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の鞏丸を失ったもの</p>	
第 8 級	<p>(1) 1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1 下肢を 5cm 以上短縮したもの</p> <p>(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1 上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1 下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1 足の足指の全部を失ったもの</p>	34%
第 9 級	<p>(1) 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>(2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1 耳の聴力を全く失ったもの</p>	26%

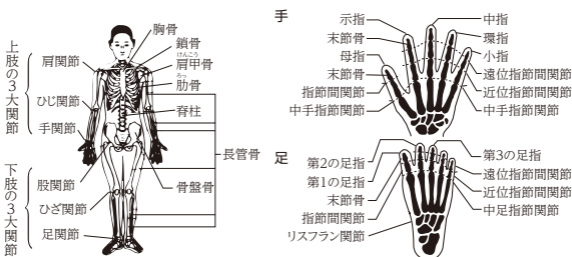
	<ul style="list-style-type: none"> (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 	15%

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの 	10%

	(14) 外貌に醜状を残すもの	
第 13 級	<p>(1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>(2) 1 眼に半盲症、視野狭窄^{さく}または視野変状を残すもの</p> <p>(3) 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</p> <p>(5) 5 歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの</p> <p>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1 手の小指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したもの</p> <p>(10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの</p> <p>(11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの</p>	7%
第 14 級	<p>(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</p> <p>(2) 3 歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの</p> <p>(3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>(8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの</p> <p>(9) 局部に神経症状を残すもの</p>	4%

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表2 第4条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

(3) 傷害治療費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
傷害治療費用保険金額	保険証券記載の傷害治療費用保険金額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
保険事故	傷害の原因となった事故をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、治療(注1)を要した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次のいずれかに掲げる金額を傷害治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とし、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。また、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りです。

① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額

ア. 医師の診察費、処置費および手術費
イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
ウ. 義手および義足の修理費
エ. X線検査費、諸検査費および手術室費
オ. 職業看護師（注2）費。ただし、謝金および礼金は含みません。

カ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費

キ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設（注3）の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設（注3）で静養するときの宿泊施設（注3）の客室料

ク. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設（注3）で静養するときの宿泊施設（注3）の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。

ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

コ. 入院または通院のための交通費

サ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注4）。ただし、日本国内（注5）の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

シ. 治療のために必要な通訳雇入費

ス. 傷害治療費用保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用

② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1保険事故に基づく傷害について20万円を限度とします。

ア. 国際電話料等通信費

イ. 入院に必要な身の回り品購入費（注6）

③ 被保険者が治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が

現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費（注7）

（注1）義手および義足の修理を含みます。

（注2）日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

（注3）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

（注4）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

（注5）被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。

（注6）5万円を限度とします。

（注7）日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。

(2) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を傷害治療費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

(1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(3) (1)の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から(1)①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への傷害治療費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)および(2)規定により算出した傷害治療費用保険金をその機関に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害治療費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注 1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 傷害治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注 2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害治療費用保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害治療費用保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑩ 核燃料物質（注 3）もしくは核燃料物質（注 3）によって汚染された物（注 4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

（注 1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注 2）運転する地における法令によるものをいいます。

（注 3）使用済燃料を含みます。

（注 4）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害治療費用保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック（Chiropractic）、鍼（Acupuncture）または灸（Moxa cautery）の施術者による施術を要したことに

より、被保険者がその施術のため現実に支出した前条(1)の金額については、傷害治療費用保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、傷害治療費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害治療費用保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害治療費用保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（当社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づき支払うべき傷害治療費用保険金の額は、1保険事故に基づく傷害につき、傷害治療費用保険金額をもって限度とします。

第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条（保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）

- (1) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の

- 事実（注1）が生じた時以降の期間（注2）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (注1) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害治療費用保険金額を削減します。
- (注) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害治療費用保険金額を削減します。
- (注) 普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (5) (4)の規定は、当社が、(4)の規定による傷害治療費用保険金額を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から傷害治療費用保険金額を削減して支払う旨の被保険者もしくは傷害治療費用保険金を受け取るべき者に対する通知をしないうで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注）があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (注) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (注) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注1）が生じ、この保険契約の引受範囲（注2）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもつ

て、この保険契約を解除することができます。

(注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当社は、傷害治療費用保険金を支払いません。この場合において、既に傷害治療費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

第8条(被保険者による特約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(注)を解除することを求めることができます。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この特約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第9条(保険料の返還—解除の場合)

(1) 第7条(保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(2)または(7)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 前条(2)の規定により、保険契約者がこの特約(注)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第10条(事故の通知)

(1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、

当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
 - (3) (1)および(2)の場合において、保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、(1)から(3)までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
 - (5) 保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)、(3)もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて傷害治療費用保険金を支払います。

第 11 条 (保険金の請求)

- (1) 傷害治療費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が治療を要しなくなった時または保険事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者が傷害治療費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類(注 1)のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当会社の定める傷害状況報告書
 - ② 公の機関(注 2)の事故証明書
 - ③ 傷害の程度を証明する医師の診断書
 - ④ 第 2 条(保険金を支払う場合)(1)①から③までの費用の支払を証明する領収書または当会社と提携する機関からのその費用の請求書

- ⑤ 被保険者の印鑑証明書
- ⑥ 傷害治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注3）
- ⑦ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑧ その他当社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）第2条(3)の規定により被保険者が当社と提携する機関への傷害治療費用保険金の支払を当社に求める場合の書類を含みます。

（注2）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注3）傷害治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当社は、第10条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第19条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第13条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して傷害治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が費用の全額を傷害治療費用保険金として支払った場合被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、傷害治療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権より

も優先して弁済されるものとしします。

- (3) 保険契約者、被保険者および傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第4条 (保険金を支払わない場合—その2) ①の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。

- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

(4) 疾病治療費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
疾病治療費用保険金額	保険証券記載の疾病治療費用保険金額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
保険事故	疾病の発病をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額を、この特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日（注1）からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

① 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合

ア. 責任期間中に発病した疾病

イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。

② 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注2）または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限ります。）（注2）を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合

ア. 一類感染症

イ. 二類感染症

ウ. 三類感染症

エ. 四類感染症

オ. 指定感染症（注3）

（注1）合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

（注2）被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

（注3）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

(2) (1)にいう「(2)に掲げる金額」とは、次に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかつた金額を除きます。

- ① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額
- ア. 医師の診察費、処置費および手術費
 - イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
 - ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費
 - エ. 職業看護師（注1）費。ただし、謝金および礼金は含みません。
 - オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
 - カ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設（注2）の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設（注2）で静養するときの宿泊施設（注2）の客室料
 - キ. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設（注2）で静養するときの宿泊施設（注2）の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
 - ク. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
 - ケ. 入院または通院のための交通費
 - コ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注3）。ただし、日本国内（注4）の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
 - サ. 治療のために必要な通訳雇入費
 - シ. 疾病治療費用保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用
 - ス. 法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用
- ② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1疾病（注5）について20万円を限度とします。

ア. 国際電話料等通信費

イ. 入院に必要な身の回り品購入費（注6）

- ③ 被保険者が治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費（注7）

（注1）日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

（注2）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

（注3）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

（注4）被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。

（注5）合併症および続発症を含みます。

（注6）5万円を限度とします。

（注7）日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。

(3) (1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

(4) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を疾病治療費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

(1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(5) (1)の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から(2)①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への疾病治療費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして

(1)から(4)までの規定により算出した疾病治療費用保険金をその機関に支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 疾病治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑥ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、疾病治療費用保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3) 当社は、次のいずれかに掲げる疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が被った傷害に起因する疾病
- ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- ③ 歯科疾病

(4) 当社は、被保険者が前条(1)のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック(Chiropractic)、鍼(Acupuncture)または灸(Moxa cautery)の施術者による施術を要したことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した同条(2)の金額については、疾病治療費用保険金を支払いません。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が山岳登山(注)を行っている間に発病

した高山病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。
(注) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

第5条 (当会社の責任限度額)

当社がこの保険契約に基づき支払うべき疾病治療費用保険金の額は、1疾病(注)について疾病治療費用保険金額をもって限度とします。

(注) 合併症および続発症を含みます。

第6条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が疾病を発病した時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または疾病を発病した後にその疾病と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により疾病が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは疾病治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより疾病が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条 (被保険者による特約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(注)を解除することを求めることができます。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この特約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第8条 (保険料の返還—解除の場合)

前条(2)の規定により、保険契約者がこの特約(注)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第9条 (事故の通知)

- (1) 被保険者が疾病を発病した場合は、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、疾病を発病した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当社に

通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (3) 保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて疾病治療費用保険金を支払います。

第 10 条 (保険金の請求)

- (1) 疾病治療費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が治療を要しなくなった時または治療を開始した日(注)からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるとします。
- (注) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。
- (2) 被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者が疾病治療費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類(注 1)のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 責任期間中または責任期間終了後 72 時間以内に疾病を発病し、かつ、責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書
 - ② 責任期間中に第 2 条(保険金を支払う場合)(1)②に規定する感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書
 - ③ 第 2 条(2)①から③までの費用の支払を証明する領収書または当会社と提携する機関からのその費用の請求書

- ④ 被保険者の印鑑証明書
- ⑤ 疾病治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注 2）
- ⑥ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑦ その他当社が普通保険約款第 20 条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注 1）第 2 条(5)の規定により被保険者が当社と提携する機関への疾病治療費用保険金の支払を当社に求める場合の書類を含みます。

（注 2）疾病治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第 11 条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当社は、第 9 条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第 19 条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その他疾病治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案（注 1）のために要した費用（注 2）は、当社が負担します。

（注 1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注 2）収入の喪失を含みません。

第 12 条（代位）

(1) 第 2 条（保険金を支払う場合）(2)①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して疾病治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が費用の全額を疾病治療費用保険金として支払った場合被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、疾病治療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者、被保険者および疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 13 条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第 5 条 (保険責任の始期および終期) (5)②の規定中「旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故」とあるのは「責任期間開始前または責任期間終了後 72 時間を経過した後に生じた保険事故」と読み替えて適用します。

第 14 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(5) 疾病死亡保険金支払特約

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
保険事故	被保険者の疾病死亡をいいます。

第 2 条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次のいずれかに該当した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券記載の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

① 責任期間中に死亡した場合

② 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限り、ア. 責任期間中に発病した疾病

イ. 責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病。ただし、その

疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、その

③ 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注1）または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。））であるものに限ります。）（注1）を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合

- ア. 一類感染症
- イ. 二類感染症
- ウ. 三類感染症
- エ. 四類感染症
- オ. 指定感染症（注2）

（注1）被保険者が死亡した時点において規定する感染症をいいます。

（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

- (2) 第12条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第12条（死亡保険金受取人の変更）(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (4) (1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた疾病死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の疾病死亡保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が疾病死亡保険金の一部の受取人である場合には、疾病死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 疾病死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3） 使用済燃料を含みます。

（注4） 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、次のいずれかに掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

① 被保険者が被った傷害に起因する疾病

② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病

③ 歯科疾病

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が山岳登山（注）を行っている間に発病した高山病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

（注） ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 疾病死亡保険金の支払の対象となっていない身体の障害の影響によって、疾病の程度が加重され、第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当した場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは疾病死亡保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、疾病の程度が加重され、第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当した場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第6条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意を

していなかった場合

- ② 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第 13 条（重大事由による解除）(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第 13 条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 普通保険約款第 13 条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

- (4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第 7 条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 前条(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 前条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第 8 条（事故の通知）

- (1) 被保険者が疾病によって死亡した場合は、保険契約者または疾

病死亡保険金を受け取るべき者は、疾病によって死亡した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて疾病死亡保険金を支払います。

第9条 (保険金の請求)

- (1) 疾病死亡保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行行使することができるとします。
- (2) 疾病死亡保険金を受け取るべき者が疾病死亡保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

① 死亡保険金受取人(注1)の印鑑証明書

② 死亡診断書または死体検案書

③ 被保険者の戸籍謄本

④ 法定相続人の戸籍謄本(注2)

⑤ 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことおよび疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書(注3)

⑥ 死亡の原因となった感染症に責任期間中に感染したことを証明する医師の診断書

⑦ 疾病死亡保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注4)

⑧ その他当社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。

(注2) 死亡保険金受取人を定めなかった場合とします。

(注3) 第2条(保険金を支払う場合)(1)②に該当した場合とします。

(注4) 疾病死亡保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第 10 条（当会社の指定する医師が作成した死体検案書の要求）

- (1) 当会社は、第 8 条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第 19 条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、疾病死亡保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による死体の検案（注 1）のために要した費用（注 2）は、当会社が負担します。
（注 1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
（注 2）収入の喪失を含みません。

第 11 条（代位）

当会社が疾病死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその疾病死亡について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 12 条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に疾病死亡保険金を支払った場合は、その後に疾病死亡保険金の請求を受けても、当会社は、疾病死亡保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に疾病死亡保険金を支払った場合は、その後に疾病死亡保険金の請求を受けても、当会社は、疾病死亡保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければそ

の効力は生じません。

- (8) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、傷害死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。
- (注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第 13 条 (死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が 2 名以上である場合は、当会社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の 1 名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第 14 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(6) 治療・救援費用補償特約

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
救援者	被保険者の捜索(注 1)、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(注 2)をいいます。 (注 1) 捜索、救助または移送をいいます。 (注 2) これらの者の代理人を含みます。

ウ. 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注 5）または同条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。）（注 5）

- (ア) 一類感染症
- (イ) 二類感染症
- (ウ) 三類感染症
- (エ) 四類感染症
- (オ) 指定感染症（注 6）

- ③ 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。
 - ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、継続して 3 日以上入院（注 7）した場合
 - イ. 責任期間中に発病した疾病（注 8）を直接の原因として、継続して 3 日以上入院（注 7）した場合。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合に限ります。
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当した場合
 - ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合
 - イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が遭難した場合
 - ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合
 - エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- ⑤ 被保険者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。
 - ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合
 - イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合
 - ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。
 - エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したとき。

- (注 1) ③から⑤までのいずれかに該当した場合には、被保険者の親族および保険契約者を含みます。
- (注 2) ③から⑤までのいずれかに該当した場合には、その費用の負担者としてします。
- (注 3) 義手および義足の修理を含みます。
- (注 4) ウに掲げる疾病については責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日を経過するまでとします。
- (注 5) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。
- (注 6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定を準用することが政令で定められている場合に限りします。
- (注 7) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りします。
- (注 8) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。
- (2) (1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は医師の診断によります。

第 3 条（費用の範囲）

- (1) 前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。
- ① 被保険者が前条(1)①または②のいずれかに該当したことにより負担した次に掲げる費用のうち、被保険者が治療（注 1）のため現実に支出した金額。ただし、同条(1)①に該当した場合にあっては、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内、同条(1)②に該当した場合にあっては、治療を開始した日（注 2）からその日を含めて 180 日以内に要した費用に限りします。
- ア. 医師の診察費、処置費および手術費
- イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
- ウ. 義手および義足の修理費
- エ. X 線検査費、諸検査費および手術室費
- オ. 職業看護師（注 3）費。ただし、謝金および礼金は含みません。
- カ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
- キ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設（注 4）

の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設(注4)で静養するときの宿泊施設(注4)の客室料

フ. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設(注4)で静養するときの宿泊施設(注4)の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。

ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

コ. 入院または通院のための交通費

サ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費(注5)。ただし、日本国内(注6)の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

シ. 治療のために必要な通訳雇入費

ス. 治療・救援費用保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用

セ. 法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用

② 被保険者が、前条(1)①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として入院した場合において、その入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害または1疾病(注7)について20万円を限度とします。

ア. 国際電話料等通信費

イ. 入院に必要な身の回り品購入費(注8)

③ 被保険者が、前条(1)①または②のいずれかに該当し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費(注9)

- ④ 被保険者が前条(1)③から⑤までのいずれかに該当したことにより、被保険者等が負担した次に掲げる費用のうち、被保険者等が現実に支出した金額
- ア. 遭難した被保険者を捜索（注 10）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用
 - イ. 救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃。ただし、救援者 3 名分を限度とし、被保険者が前条(1)④ウまたはエに該当した場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（注 10）もしくは救助活動が終了した後に現地へ赴く救援者にかかる費用は除きます。
 - ウ. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設（注 4）の客室料。ただし、救援者 3 名分を限度とし、かつ、救援者 1 名につき 14 日分を限度とします。また、被保険者が前条(1)④ウまたはエに該当した場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（注 10）もしくは救助活動が終了した後に現地へ赴く救援者にかかる費用は除きます。
 - エ. 治療を継続中の被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所またはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注 5）。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃および①または③により支払われるべき費用はこの費用の額から控除します。
 - オ. 次に掲げる費用。ただし、20 万円を限度とし、②の費用は除きます。
 - (ア) 救援者の渡航手続費（注 11）
 - (イ) 救援者または被保険者が現地において支出した交通費
 - (ウ) 被保険者の入院または救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費
 - (エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、(ア) から (ウ) までの費用と同程度に救援のために必要な費用
 - カ. 死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用。ただし、100 万円を限度とし、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。
 - キ. 死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用。ただし、被保険者の法定相続人が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

- (注 1) 前条(1)①の場合には義手および義足の修理を含みます。
- (注 2) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。
- (注 3) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。
- (注 4) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (注 5) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
- (注 6) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。
- (注 7) 合併症および続発症を含みます。
- (注 8) 5万円を限度とします。
- (注 9) 日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。
- (注 10) 捜索、救助または移送をいいます。
- (注 11) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
- (2) 前条の規定にかかわらず、被保険者等が当会社と提携する機関から(1)の費用の請求を受けた場合において、被保険者等がその機関への治療・救援費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者等がその費用を支出したものとみなして(1)および第6条(当会社の責任限度額)から第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)までの規定により算出した治療・救援費用保険金をその機関に支払います。
- (3) (1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。
- (4) (1)の規定にかかわらず、被保険者が前条(1)①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック (Chiropractic)、鍼 (Acupuncture) または灸 (Moxa cautery) の施術者による施術を要したことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した(1)①から③までの金額については、治療・救援費用保険金を支払いません。

第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、治療・救援費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注 1）または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第 2 条(1)⑤エに該当した場合は、前条(1)④に掲げる費用については治療・救援費用保険金を支払います。
 - ② ①に規定する者以外の治療・救援費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が前条(1)④に掲げる費用に対する治療・救援費用保険金の一部の受取人である場合には、治療・救援費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第 2 条(1)⑤エに該当した場合は、前条(1)④に掲げる費用については治療・救援費用保険金を支払います。
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注 2）を持たないで自動車等を運転している間。ただし、第 2 条(1)⑤アに該当した場合は、前条(1)④に掲げる費用については治療・救援費用保険金を支払います。
 - イ. 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間。ただし、第 2 条(1)⑤アに該当した場合は、前条(1)④に掲げる費用については治療・救援費用保険金を支払います。
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害または疾病が、当社が治療・救援費用保険金を支払うべき傷害または疾病の治療によるものである場合には、治療・救援費用保険金を支払います。
 - ⑥ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑧ 核燃料物質（注 3）もしくは核燃料物質（注 3）によって汚染された物（注 4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨ ⑦もしくは⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- (注 1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注 2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注 3) 使用済燃料を含みます。
(注 4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、治療・救援費用保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3) 当社は、次のいずれかに掲げる疾病の治療に要した費用に対しては、治療・救援費用保険金を支払いません。

① 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病

② 歯科疾病

(4) 当社は、被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）(1)①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック（Chiropractic）、鍼（Acupuncture）または灸（Moxa cautery）の施術者による施術を要したことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した前条(1)①から③までの金額については、治療・救援費用保険金を支払いません。

第 5 条（保険金を支払わない場合—その 2）

(1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に被った傷害により第 2 条（保険金を支払う場合）(1)①に該当し第 3 条（費用の範囲）(1)①から③までに定める費用を支出した場合でも、治療・救援費用保険金を支払いません。

① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、治療・救援費用保険金を支払います。

② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、治療・救援費用保険金を支払います。

③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

(2) 当社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第 2 条（保険金を支払う場合）(1)①、③または④のいずれかに該当し、被保険者等が第 3 条（費用の範囲）(1)に掲げる費用を支出した場合でも、治療・救援費用保険金を支払いません。

(3) 当社は、被保険者が山岳登山（注）を行っている間に高山病を発病し第 2 条（保険金を支払う場合）(1)②のいずれかに該当

した場合で、第3条（費用の範囲）(1)①から③までに定める費用を支出したときでも、治療・救援費用保険金を支払いません。
(注) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

第6条（当会社の責任限度額）

- (1) 当会社が支払うべき治療・救援費用保険金の額は、第2条（保険金を支払う場合）(1)①から⑤までに規定する事由の発生1回（注）につき、治療・救援費用保険金額をもって限度とします。
(注) その事由の原因が疾病である場合は、合併症および続発症を含め1回と数えます。
- (2) (1)の場合において、被保険者が次のいずれかに該当したときは、当会社が支払うべき治療・救援費用保険金の額は次に規定する事由の発生1回につき、治療・救援費用保険金額をもって限度とします。
- ① 第2条（保険金を支払う場合）(1)①の傷害を直接の原因として、同条(1)③アまたは⑤アに該当した場合
 - ② 第2条(1)②の疾病を直接の原因として、同条(1)③イまたは⑤イもしくはウに該当した場合
 - ③ 第2条(1)④に規定する行方不明、遭難または事故を直接の原因として同条(1)①に該当した場合

第7条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が傷害を被った時もしくは疾病を発病した時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後もしくは疾病を発病した後にその原因となった事故もしくは疾病と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害または疾病が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは治療・救援費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害または疾病が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条（費用の範囲）(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を治療・救援費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない

場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第3条(1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第9条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）

(1) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注2）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注1）普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

（注2）保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた第2条（保険金を支払う場合）(1)①、③または④にかかる保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、治療・救援費用保険金額を削減します。

（注）普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた第2条（保険金を支払う場合）(1)①、③または④にかかる保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、治療・救援費用保険金額を削減します。

（注）普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(5) (4)の規定は、当社が、(4)の規定による治療・救援費用保険金

額を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から治療・救済費用保険金額を削減して支払う旨の被保険者もしくは治療・救済費用保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)

(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)(1)①、③または④にかかる保険事故については適用しません。

(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)

(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当会社は、治療・救済費用保険金を支払いません。この場合において、既に治療・救済費用保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)

(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(9) 第6条(当会社の責任限度額)(2)の規定により治療・救済費用保険金を支払う場合には、(3)および(4)の規定は被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①、③または④に該当したことにより発生したそれぞれの費用の算出についてのみ適用し、第6条(2)の治療・救済費用保険金を算出する場合の同条(2)の治療・救済費用保険金額はこれを削減しません。

第10条(被保険者による特約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(注)を解除することを求めることができます。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第 11 条 (保険料の返還－解除の場合)

(1) 第 9 条 (保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に
関する通知義務の場合) (2)または(7)の規定により、当会社が保険
契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもつ
て計算した保険料を返還します。

(2) 前条(2)の規定により、保険契約者がこの特約(注)を解除した
場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を
差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第 12 条 (事故の通知)

(1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または治療・
救援費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からそ
の日を含めて 30 日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなけ
ればなりません。この場合において、当会社が書面による通知も
しくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検
案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

① 第 2 条 (保険金を支払う場合) (1)①、②、③または⑤の場
合は、保険事故発生状況、傷害の程度または疾病の発病の状況
および経過

② 第 2 条(1)④の場合は、行方不明もしくは遭難または同条(1)④
の事故発生状況

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となつた
場合または遭難した場合は、保険契約者または治療・救援費用保
険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明とな
つた日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方
不明または遭難発生状況を当会社に書面により通知しなければ
なりません。

(3) (1)および(2)の場合において、保険契約者、被保険者または治療・
救援費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無およ
び内容(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた
場合には、その事実を含みます。

(4) 保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取る

べき者は、(1)から(3)までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

- (5) 保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)、(3)もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて治療・救援費用保険金を支払います。

第 13 条 (保険金の請求)

- (1) 治療・救援費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、次に掲げる時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

① 第 2 条 (保険金を支払う場合) (1)①の場合は、被保険者が治療を要しなくなった時または保険事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時

② 第 2 条(1)②の場合は、被保険者が治療を要しなくなった時または治療を開始した日 (注) からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時

③ 第 2 条(1)③から⑤までのいずれかの場合は、各費用の負担者が費用を負担した時

- (注) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

- (2) 被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が治療・救援費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類 (注 1) のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 当会社の定める傷害状況報告書

② 公の機関 (注 2) の事故証明書

③ 傷害の程度を証明する医師の診断書

④ 責任期間中もしくは責任期間終了後 72 時間以内に疾病を発病し、かつ、責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期、または責任期間中に第 2 条 (保険金を支払う場合) (1)②ウに規定する感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書

⑤ 被保険者が第 2 条(1)③から⑤までのいずれかに該当したことを証明する書類

⑥ 治療・救援費用保険金の支払を受けようとする第 3 条 (費用

の範囲) (1)に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当会社と提携する機関からのその費用の請求書

- ⑦ 被保険者の印鑑証明書
- ⑧ 死亡診断書または死体検案書
- ⑨ 被保険者の戸籍謄本
- ⑩ 治療・救援費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (注 3)
- ⑪ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑫ その他当会社が普通保険約款第 20 条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注 1) 第 3 条(2)の規定により被保険者等が当会社と提携する機関への治療・救援費用保険金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。

(注 2) やむを得ない場合には、第三者とします。

(注 3) 治療・救援費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第 14 条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、第 12 条 (事故の通知) の規定による通知または前条および普通保険約款第 19 条 (保険金の請求) の規定による請求を受けた場合は、傷害、疾病の程度の認定その他治療・救援費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案 (注 1) のために要した費用 (注 2) は、当会社が負担します。

(注 1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注 2) 収入の喪失を含みません。

第 15 条 (代位)

(1) 第 2 条 (保険金を支払う場合) (1)の費用が生じたことにより被保険者等または被保険者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社はその費用に対して治療・救援費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が費用の全額を治療・救援費用保険金として支払った場合

- 被保険者等または被保険者の法定相続人が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者等または被保険者の法定相続人が取得した債権の額から、治療・救済費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者等または被保険者の法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および治療・救済費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 16 条 (普通保険約款の読み替え)

この特約第 2 条 (保険金を支払う場合) (1)②については、普通保険約款第 5 条 (保険責任の始期および終期) (5)②の規定中「旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故」とあるのは「責任期間開始前または責任期間終了後 72 時間を経過した後に生じた保険事故」と読み替えて適用します。

第 17 条 (重大事由による解除に関する特則)

当会社は、この特約第 2 条 (保険金を支払う場合) (1)③から⑤までのいずれかに該当した場合は、普通保険約款第 13 条 (重大事由による解除) (2)および(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

〔(2)当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約 (注) を解除することができます。〕

- ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 治療・救済費用保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注) ①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その治療・救済費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害等に対しては、当会社は、治療・救済費用保険金を支払いません。この場合において、既に治療・

救援費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。]

第 18 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第 5 条 (保険金を支払わない場合—その 2) (2)の運動等

山岳登山(注 1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注 2)操縦(注 3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注 4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注 1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが 5 m 以下であるボルダリングを除きます。

(注 2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注 3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注 4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

(7) 賠償責任危険補償特約

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の破損	財物を滅失、汚損または損傷することをいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償責任保険金額	保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
保険金	第4条（支払保険金の範囲）に規定する保険金をいいます。
保険事故	被保険者が他人の身体の障害または財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担する原因となった次条の事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い賠償責任保険金を支払います。
- (2) (1)の被保険者が責任無能力者の場合には、その者の親権者等（注）を被保険者とします。ただし、当社が賠償責任保険金を支払うのは、その賠償責任無能力者が旅行行程中に生じた偶然な事故により他人に加えた身体の障害または財物の破損について、親権者等（注）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。
- （注）親権者またはその他の法定の監督義務者をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ②および③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 2) 使用済燃料を含みます。

(注 3) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

② 専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任

④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この規定は適用しません。

⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑥ 被保険者と同居する親族（注 1）および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任

⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害については、この規定は適用しません。

ア. ホテル等の宿泊施設の客室（注 2）に与えた損害

イ. 住宅等の居住施設内の部屋（注 3）に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。

ウ. 賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害

⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

⑩ 航空機、船舶（注 4）、車両（注 5）、銃器（注 6）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

⑪ 汚染物質（注 7）の排出、流出、いつ出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出、流出、いつ出または漏出が不測かつ突発的なものである場合は除きます。

⑫ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任

(注 1) 旅行のために一時的に別居する親族を含みます。

(注 2) 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

(注 3) 部屋内の動産を含みます。

- (注 4) 原動力が専ら人力であるもので、ヨットおよび水上オートバイを除きます。
- (注 5) 原動力が専ら人力であるもので、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。
- (注 6) 空気銃を除きます。
- (注 7) 固体状、液体状、気体状のまたは熱を帯びた有害な物質もしくは汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物(注 8)等を含みます。
- (注 8) 再生利用のための物質を含みます。

第 4 条 (支払保険金の範囲)

当社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 保険事故が発生した場合において、被保険者が第 6 条(事故の発生)(1)②に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した社会通念上必要または有益と認められる費用および同条(1)③の手続のために必要な費用
- ③ ②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 第 7 条(当会社による解決)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第 5 条 (当会社の責任限度額)

当社が支払うべき賠償責任保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1 回の保険事故につき、損害賠償金が保険証券に記載された免責金額(注)を超過する場合には、その超過した額。ただし、1 回の保険事故につき、賠償責任保険金額を支払の限度とします。
 - ② 前条②から⑤までの費用については、その全額。ただし、同条④の費用は、1 回の保険事故につき、同条①の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える場合は、賠償責任保険金額の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。
- (注) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第6条（事故の発生）

(1) 保険事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めた場合はこれに応じなければなりません。
- ② 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
- ③ 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
- ④ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
- ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、直ちに書面により当会社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知すること
- ⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、または当社が行う損害の調査に協力すること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)に規定する義務に違反した場合は、当社は、次の金額を控除して保険金を支払います。

- ① (1)①、⑤、⑥または⑦の規定を違反した場合は、それによって当社が被った損額の額
- ② (1)②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ③ (1)③の規定に違反した場合は、第三者から損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ (1)④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第7条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第8条（保険金の請求）

- (1) 賠償責任保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
 - (2) 被保険者が賠償責任保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 示談書その他これに代わるべき書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ 損害賠償金の支払または被害者から承諾があったことを示す書類
 - ⑥ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるとときは、当会社は、次の①または②の額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額（注）の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額（注）

を差し引いた額とします。

(注) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第 10 条 (先取特権)

(1) 事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第 4 条(支払保険金の範囲)の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注 1)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注 2)

(注 1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注 2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第 4 条(支払保険金の範囲)の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第 11 条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者は、当会社が取得する(1)および(2)の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 12 条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第 13 条 (重大事由による解除) (2)の規定中「この保険契約」とあるのを「この特約」と読み替えて適用します。

第 13 条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第 13 条 (重大事由による解除) (3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

〔(3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。〕

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

① (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害〕

第 14 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

(8) 携行品損害補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
携行品損害保険金額	保険証券記載の携行品損害保険金額をいいます。
自動車等	自動車もしくは原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 (注)定期券は保険の対象に含まれません。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険金	携行品損害保険金をいいます。
保険事故	保険の対象の損害の原因となった次条の事故をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故によって保険の対象について被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い携行品損害保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、携行品損害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のいずれか該当する間に生じた事故
 - ア. 法定に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯

び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車等を運転している間

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故

⑥ ④および⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

⑧ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定を適用しません。

ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合

イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合

⑨ 保険の対象の瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった瑕疵を除きます。

⑩ 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等

⑪ 保険の対象の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害

⑫ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については除きます。

⑬ 保険の対象の置き忘れまたは紛失

⑭ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険の対象およびその範囲）

- (1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品に限ります。
 - (2) (1)の身の回り品が居住施設内（注）にある間は、保険の対象に含まれません。
（注）居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
 - (3) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等については保険の対象に含みます。
 - ② 預金証書または貯金証書（注1）、クレジットカード、運転免許証（注2）その他これらに類する物。ただし、旅券については、保険の対象に含みます。
 - ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
 - ④ 船舶（注3）、自動車等およびこれらの付属品
 - ⑤ 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具およびウィンドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具
 - ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
 - ⑦ 動物および植物
 - ⑧ その他保険証券記載の物
- （注1）通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
（注2）自動車等の運転免許証を除きます。
（注3）ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

第5条（損害額の決定）

- (1) 当社が携行品損害保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修繕しうる場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（注）は損害額に含めません。
（注）格落損をいいます。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じた場合は、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を決定します。
- (4) 第7条（損害の発生）(3)の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

- (5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、保険事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第7条（損害の発生）(3)の費用の合計額を損害額とします。
- (7) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が旅券の場合には、次に掲げる費用を損害額とします。ただし、1回の保険事故について5万円を限度とします。
- ① 旅券の再取得費用
旅券の再発給を受けた場合には、再取得に要した次に掲げる費用
- ア. 事故の生じた地から旅券再発給地（注1）へ赴く被保険者の交通費
- イ. 領事官に納付した再発給手数料および電信料
- ウ. 旅券再発給地（注1）における被保険者のホテル客室料
- ② 渡航書の取得費用
旅券の再発給に替えて渡航書の発給を受けた場合には、取得に要した次に掲げる費用
- ア. 保険事故の生じた地から渡航書発給地（注2）へ赴く被保険者の交通費
- イ. 領事官に納付した発給手数料
- ウ. 渡航書発給地（注2）における被保険者のホテル客室料
- （注1）再発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。
- （注2）発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。
- (8) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が自動車等の運転免許証の場合には、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。
- (9) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等である場合において、保険の対象の損害額の合計額が5万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を5万円とみなします。

第6条（当会社の責任限度額）

- (1) 当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式により算出される額とします。ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中の支払の限度とします。

第5条（損害額の決定）の規定により決定される損害額 - 保険証券記載の免責金額（注） = 保険金の額

（注）支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

(2) (1)のただし書の規定にかかわらず、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物の不着により保険の対象に被った損害に対して支払うべき携行品損害保険金は、保険証券記載の盗難等限度額または携行品損害保険金額（注）のいずれか低い額をもって、保険期間中の支払の限度とします。

（注）保険証券記載の携行品損害保険金額をいいます。

(3) 携行品損害保険金の支払の対象となる保険の対象が保険証券記載の物の場合には、その損害の全部または一部に対して、製品の交付をもって携行品損害保険金の支払に代えることができます。

第7条（損害の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 損害の発生または拡大の防止につとめること。

② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名を、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。

③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。

④ 他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当社に通知すること。

⑤ ①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、または当社が行う損害の調査に協力すること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実も含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)②、④および⑤の規定を違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

② (1)①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額、

- ③ (1)③の規定に違反した場合は、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額
- (3) 当社は、次に掲げる費用を支払います。
 - ① (1)①の損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうちで当社が必要または有益であったと認めたもの
 - ② (1)③の手続のために必要な費用

第8条（保険金の請求）

- (1) 携行品損害保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生の時から発生し、これを行行使することができるものとします。
 - (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が携行品損害保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - ③ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - ④ 携行品損害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ その他当社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （注）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第9条（被害物の調査）

保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、保険の対象および損害の調査と関連して当社が必要と認める事項を調査することができます。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害額（注）を超えるときは、当社は、次の①または②の額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (注) それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額(注)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額(注)を差し引いた額とします。
- (注) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第 11 条 (残存物の帰属)

当社が保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社へ移転しません。

第 12 条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および携行品損害保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第 13 条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第 13 条(重大事由による解除)(2)の規定中「この保険契約」とあるのを「この特約」と読み替えて適用します。

第 14 条 (重大事由による解除に関する特則)

当社は、普通保険約款第 13 条(重大事由による解除)(3)を

次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

- 〔(3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。〕
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。〕

第 15 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 第 4 条 (保険の対象およびその範囲) (3)⑤に掲げる運動等

山岳登山 (注 1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (注 2) 操縦 (注 3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (注 4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注 1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが 5 m 以下であるボルダリングを除きます。
- (注 2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注 3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注 4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機 (パラプレーン等をいいます。) を除きます。

(9) 救援者費用等補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
救援者	被保険者の捜索(注1)、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(注2)をいいます。 (注1) 捜索、救助または移送をいいます。 (注2) これらの者の代理人を含みます。
救援者費用等保険金額	保険証券記載の救援者費用等保険金額をいいます。
現地	事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。

被保険者等	保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。
保険事故	被保険者が次条(1)①から③までのいずれかに該当することをいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、被保険者等が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、救援者費用等保険金としてその費用の負担者に支払います。

- ① 被保険者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。
ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

- イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合
 - ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。
 - エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
 - ② 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。
 - ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、継続して3日以上入院（注1）した場合
 - イ. 責任期間中に発病した疾病（注2）を直接の原因として、継続して3日以上入院（注1）した場合。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合に限ります。
 - ③ 被保険者が次のいずれかに該当した場合
 - ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合
 - イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が遭難した場合
 - ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合
 - エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- （注1）他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。
- （注2）妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。
- (2) (1)①または②の、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
- (3) (1)の規定にかかわらず、被保険者等が当会社と提携する機関から次条①から⑥までに掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者等がその機関への救援者費用等保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者等がその費用を(1)の費用として負担したものとみなして救援者費用等保険金をその機関に支払います。

第3条（費用の範囲）

前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 捜索救助費用

遭難した被保険者を捜索(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

② 航空運賃等交通費

救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、救援者3名分を限度とします。ただし、前条(1)③ウまたはエの場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

③ 宿泊施設の客室料

現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設(注2)の客室料をいい、救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。ただし、前条(1)③ウまたはエの場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

④ 移送費用

死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費(注3)をいいます。ただし、次に掲げる費用はこの費用の額から除きます。

ア. 被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃

イ. 傷害治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①もしくは③または疾病治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(2)①もしくは③により支払われるべき費用

⑤ 遺体処理費用

死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用をいい、100万円を限度とします。なお、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。

⑥ 諸雑費

次に掲げる費用をいい、20万円を限度とします。ただし、傷害治療費用補償特約第2条(1)②または疾病治療費用補償特約第2条(2)②により支払われるべき費用については除きます。

ア. 救援者の渡航手続費(注4)

イ. 救援者または被保険者が現地において支出した交通費

ウ. 被保険者の入院または救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費

工. アからウまでに掲げるもののほか、アからウまでの費用と同程度に救援のために必要な費用

(注 1) 搜索、救助または移送をいいます。

(注 2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注 3) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

(注 4) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第 4 条 (保険金を支払わない場合—その 1)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって第 2 条 (保険金を支払う場合) (1) のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

① 保険契約者 (注 1) または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第 2 条(1)①工に該当した場合は救援者費用等保険金を支払います。

② ①に規定する者以外の救援者費用等保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が救援者費用等保険金の一部の受取人である場合には、救援者費用等保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第 2 条(1)①工に該当した場合は救援者費用等保険金を支払います。

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格 (注 2) を持たないで自動車等を運転している間。ただし、第 2 条(1)①アに該当した場合には救援者費用等保険金を支払います。

イ. 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 65 条 (酒気帯び運転等の禁止) 第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間。ただし、第 2 条(1)①アに該当した場合は救援者費用等保険金を支払います。

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者に対する刑の執行

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

⑦ 核燃料物質 (注 3) もしくは核燃料物質 (注 3) によって汚染された物 (注 4) の放射性、爆発性その他の有害な特性また

はこれらの特性による事故

⑧ ⑥もしくは⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条(保険金を支払う場合)(1)②に該当したことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、救援者費用等保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第2条(保険金を支払う場合)(1)②または③に該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

第6条(救援者費用等保険金の支払)

当社は、第3条(費用の範囲)の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額(注)についてのみ救援者費用等保険金を支払います。ただし、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

(注) この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第7条(当社の責任限度額)

当社がこの保険契約に基づき支払うべき救援者費用等保険金の額は保険期間を通じ、救援者費用等保険金額をもって限度とします。

第8条(保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合)

(1) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、適

用料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注2）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注1）普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

（注2）保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に第2条（保険金を支払う場合）(1)②および③までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、救援者費用等保険金額を削減します。

（注）普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に第2条（保険金を支払う場合）(1)②および③のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、救援者費用等保険金額を削減します。

（注）普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(5) (4)の規定は、当社が、(4)の規定による救援者費用等保険金額を削減して支払うべき事由の原因を知った時から救援者費用等保険金額を削減して支払う旨の被保険者もしくは救援者費用等保険金を受け取るべき者に対する通知をしないうちに1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注）があった時から5年を経過した場合には適用しません。

（注）普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかずに発生した、第2条（保険金を支払う場合）(1)②および③のいずれかに該当したことによる費用については適用しません。

- (注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)
(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当会社は、救済者費用等保険金を支払いません。この場合において、既に救済者費用等保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)
(1)または(2)の変更の事実をいいます。

第9条(保険料の返還—解除の場合)

前条(2)または(7)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第10条(事故の通知)

- (1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ① 第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②の場合は、保険事故発生状況、傷害の程度または疾病の発病の状況および経過
- ② 第2条(1)③の場合は、行方不明もしくは遭難または同条(1)③の事故発生状況
- (2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (3) 保険契約者、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて救済者費用等保険金を支払います。

第 11 条 (保険金の請求)

- (1) 救済者費用等保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者等が費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者が救済者費用等保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類(注1)のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険事故発生を証明する書類
 - ② 救済者費用等保険金の支払を受けようとする第3条(費用の範囲)に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
 - ③ 救済者費用等保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
 - ④ その他当会社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 第2条(保険金を支払う場合)(3)の規定により被保険者等が当会社と提携する機関への救済者費用等保険金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。
- (注2) 救済者費用等保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第 12 条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を救済者費用等保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第13条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより被保険者等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して救援者費用等保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が費用の全額を救援者費用等保険金として支払った場合
被保険者等が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者等が取得した債権の額から、救援者費用等保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者等が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および救援者費用等保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第14条 (重大事由による解除に関する特則)

当社は、普通保険約款第13条(重大事由による解除)(2)および(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- 〔(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(注)を解除することができます。〕
- ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 救援者費用等保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- (注) ①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、
②の事由がある場合には、その救援者費用等保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事

由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害等に対しては、当会社は、救援者費用等保険金を支払いません。この場合において、既に救援者費用等保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。]

第 15 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第 5 条 (保険金を支払わない場合—その 2) の運動等

山岳登山 (注 1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (注 2) 操縦 (注 3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (注 4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注 1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが 5 m 以下であるボルダリングを除きます。
- (注 2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注 3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注 4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機 (パラプレーン等をいいます。) を除きます。

(10) 旅行変更費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
運送・宿泊機関等	被保険者等が利用を予定していた運送機関または宿泊機関等をいいます。
帰国費用	<p>旅行にかかる費用で次に掲げるものをいいます。</p> <p>ア. 航空運賃等交通費 被保険者の帰国に要する通常の経路による航空機、船舶等の運賃をいいます。ただし、次に掲げる費用はこの費用の額から控除します。</p> <p>(ア) 被保険者が中途帰国することにより運賃の払い戻しを受けた運賃</p> <p>(イ) 傷害治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①もしくは③、疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(2)①もしくは③、救援者費用等補償特約第3条（費用の範囲）④または治療・救援費用補償特約第3条（費用の範囲）(1)①、③もしくは④により支払われるべき費用</p> <p>イ. ホテル等客室料および諸雑費 (ア) 帰国の行程における被保険者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、かつ、14日分を限度とします。ただし、被保険者が中途帰国したことにより払戻しを受けた金額もしくは被保険者が負担することを予定していた金額または傷害治療費用補償特約第2条（保険金を支払</p>

	<p>う場合) (1)③、疾病治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合) (2)③もしくは治療・救援費用補償特約第3条(費用の範囲) (1)③により支払われるべき費用はこの費用の額から控除します。</p> <p>(イ) 諸雑費とは、国際電話料等通信費、渡航手続費等をいいます。</p> <p>(ウ) (ア) または (イ) の費用は、合計して20万円を限度とします。</p>
危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
競技等	<p>競技、競争、興行(注 1)または試運転(注 2)をいいます。</p> <p>(注 1) いずれもそのための練習を含みます。</p> <p>(注 2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。</p>
企画旅行	<p>旅行業者(注)が、被保険者の募集のためにあらかじめ、または被保険者からの依頼により、旅行の目的地および日程、被保険者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容ならびに被保険者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。</p> <p>(注) 旅行業法(昭和27年法律第239号)で定められた旅行業の登録を受けた者をいいます。</p>
航空券	<p>被保険者が帰国のため利用する交通機関の航空券または乗船券等(注)をいいます。</p> <p>(注) 利用する日時が被保険者の出国後3か月以内で、かつ、特定されているものをいいます。</p>
疾病	歯科疾病を含みません。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
出国	旅行行程開始後、最初の出国をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
出国	旅行行程開始後、最初の出国をいいます。

出国中止	被保険者が旅行について出国を中止することをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
損害	消防または避難に必要な処置によってその建物または家財について生じた損害を含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
中途帰国	被保険者が旅行行程のうち出国してから住居に帰着するまでの間に旅行を途中で取りやめ帰国することをいいます。
同行予約者	被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行する者をいいます。
入院	他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。
被保険者等	被保険者または同行予約者をいいます。
保険事故	被保険者の出国中止または中途帰国の原因となった第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当することをいいます。
旅行	保険証券記載の海外旅行をいいます。
旅行代金	被保険者が旅行業者に支払った旅行への参加により提供を受けることができる交通機関の運賃、観光料金、宿泊料金、食事料金等の旅行サービスにかかる費用および旅券印紙代、査証料等の渡航手続き諸費用ならびにこれらに関する企画料金をいいます。ただし、払い戻しが受けられる場合には、これを控除した額とします。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより旅行について出国を中止した場合または旅行行程のうち出国してから住居に帰着するまでの間に旅行を途中で取りやめ帰国した場合に

保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、旅行変更費用保険金としてその費用の負担者に支払います。

① 被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の親族が死亡した場合または危篤になった場合

② 被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族が傷害または疾病を直接の原因として入院を開始した場合。ただし、入院が被保険者については出国前に継続して3日以上、その他の者については出国前後にかかわらず継続して14日以上に及んだ場合(注1)に限りです。

③ 被保険者が次のいずれかに該当した場合

ア. 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合

イ. 被保険者が搭乗している航空機または船舶が遭難した場合

ウ. 被保険者が山岳登山(注2)中に遭難した場合

エ. 急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合

④ 被保険者の居住する建物またはこれに収容される家財が、次に掲げる事由のいずれかによって損害を受け、その損害の額(注3)が100万円以上となった場合

ア. 火災、落雷、破裂または爆発(注4)

イ. 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災、ひょう災または豪雨、なだれ等の雪災

ウ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊

⑤ 被保険者が裁判所の呼出により、訴訟または調停の証人または評定人として裁判所へ出頭する場合

⑥ 被保険者が訪れている渡航先またはこれから訪れるもしくは経由する予定の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合

ア. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

イ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変またはテロ行為(注5)

ウ. 運送・宿泊機関等の事故または火災

⑦ 被保険者等に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が寄せられた場合

(注1) これらの日数を経過しない場合でも、入院中死亡に至った場合を含むものとします。

(注2) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングまたはフリークライミングを

いいます。

(注 3) 損害が生じた地および時におけるその建物または家財の価額によって定め、その建物または家財の損傷を修繕し得る場合においては、これを損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。

(注 4) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(注 5) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(2) (1)①または②に規定する被保険者と被保険者以外の者との続柄は、(1)①または②に該当した時におけるものをいいます。ただし、(1)①または②に該当した日からその日を含めて 30 日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を(1)①または②に該当した時において被保険者の配偶者であったものとみなします。

第 3 条 (保険金を支払わない場合—その 1)

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかによって前条(1)①から④までのいずれかに該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。なお、④および⑤に掲げる事由は同条(1)④には適用しません。

- ① 保険契約者 (注 1) または被保険者の故意または重大な過失
- ② 旅行変更費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が旅行変更費用保険金の一部の受取人である場合には、旅行変更費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格 (注 2) を持たないで自動車等を運転している間。
 - イ. 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 65 条 (酒気帯び運転等の禁止) 第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間。
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者に対する刑の執行
- ⑥ 日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

⑧ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故もしくは疾病またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故もしくは疾病

⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 運転する地における法令によるものをいいます。

（注3） 使用済燃料を含みます。

（注4） 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって前条(1)②に該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、その症状の原因がいかなる場合でも、旅行変更費用保険金を支払いません。

（注） いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた傷害または疾病によって第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。

① 別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、旅行変更費用保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、旅行変更費用保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（費用の範囲）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用とは、旅行にかかる費

用で次に掲げるものをいいます。

① 取消料、違約料等

被保険者が出国中止または中途帰国した日以後に提供を受ける旅行サービス（注1）について、出国中止または中途帰国したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、運送・宿泊機関等または旅行者との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をいいます。

② 渡航手続費

渡航手続費（注2）として、被保険者が出国中止または中途帰国したことにより払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をいいます。ただし、出国中止または中途帰国した後においても使用できるものに対して支出した費用を除きます。

（注1） 出国後3か月以内に提供を受ける旅行サービスに限ります。

（注2） 査証料、予防接種料等をいいます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が中途帰国した場合で、旅行が企画旅行である場合は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用とは、次の算式によって算出した額をいいます。

$$\text{旅行変更費用保険金額} \times \frac{\text{旅行日程のうち、中途帰国した日以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}} = \text{第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用}$$

- (3) (2)の旅行変更費用保険金額が旅行代金を超える場合は、当会社は、旅行代金を保険金額とみなします。

- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、中途帰国したときの帰国費用が(1)から(3)までの規定により算出された費用の額を上回るときは、帰国費用を第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用とします。

① 航空券等の購入の予約がなされており、これから航空券等の費用の支払を要する場合または航空券等が購入されており、既に航空券等の費用を支払っている場合

② 旅行が企画旅行で、旅行代金の中に被保険者が帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合

第6条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき旅行変更費用保険金の額は、保険証券に記載された旅行変更費用保険金額をもって限度とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第5条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を旅行変更費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第5条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条（保険責任の始期および終期）

(1) この特約における当社の保険責任は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険証券に記載された契約日の翌日の午前0時に始まり、住居に帰着した時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) (1)の規定にかかわらず、当社は、保険料領収前または保険証券に記載された契約日以前に第2条（保険金を支払う場合）(1)に該当していたためまたはその原因（注）が生じていたため保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。

（注）被保険者または被保険者の配偶者もしくは3親等以内の親族について、第2条（保険金を支払う場合）(1)①の死亡もしくは危篤もしくは同条(1)②の入院の直接の原因となった傷害の発生もしくは疾病の発病また同条(1)⑧の隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。

(4) (3)における、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定は、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

第9条（保険料の返還）

普通保険約款第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）または同第18条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、既に払い込まれたこの特約にかかる保険料は返還しません。

① 普通保険約款第6条（告知義務）(2)または同第15条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合

② 普通保険約款第10条（保険契約の失効）の規定により保険

契約が失効した場合

- ③ 普通保険約款第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合。ただし、旅行行程が開始していない場合を除きます。

第10条（損害の発生）

- (1) 保険事故の発生により被保険者が出国中止した場合または中途帰国した場合は、保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故の発生したことおよび出国中止の状況または中途帰国の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めた場合は、これに応じなければなりません。
- (2) (1)のほか、保険事故の発生により被保険者が出国中止した場合または中途帰国した場合は、保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、その旨を運送・宿泊機関等（注）または旅行業者に通知し、それらの者との契約を解除する第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用の発生の防止の拡大につとめなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- （注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、(1)から(3)までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)、(3)または(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、次の金額を差し引いて旅行変更費用保険金を支払います。
- ① (1)、(3)もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ② (2)の規定に違反した場合は、発生および拡大を防止することができたと認められる費用の額

第 11 条 (保険金の請求)

- (1) 旅行変更費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が第 2 条 (保険金を支払う場合) (1)の費用を負担した時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 被保険者またはこれらの者の法定相続人が旅行変更費用保険金の支払を請求する場合は、別表 2 に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第 12 条 (代位)

- (1) 第 2 条 (保険金を支払う場合) (1)①から⑦までの費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権 (注) を取得した場合において、当会社はその費用に対して旅行変更費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を旅行変更費用保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者または法定相続人が取得した債権の全額

② ①以外の場合

保険契約者、被保険者または法定相続人が取得した債権の額から、旅行変更費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 13 条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第 6 条 (告知義務) (3)③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「この特約の保険事故またはその原因 (被保険者等または被保険者等の配偶者もしくはは 3 親等内の親族について、この特約第 2 条 (保険金を支払う場合) (1)①の死亡もしくはは危篤もしくはは同条(1)②の入院の直接の原因となった傷害の発生もしくはは疾病の発病または同条(1)⑦の隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。)が生じる前

に」と読み替えて適用します。

第 14 条 (重大事由による解除に関する特則)

当社は、普通保険約款第 13 条 (重大事由による解除) (2)および(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

〔(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約 (注) を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 旅行変更費用保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注) ①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その旅行変更費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

(3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害に対しては、当社は、旅行変更費用保険金を支払いません。この場合において、既に旅行変更費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者等 (注) が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等 (注) に生じた損害については適用しません。

(注) 保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者をいいます。〕

第 15 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 1 第 4 条 (保険金を支払わない場合—その 2) ①の運動等

山岳登はん (注 1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (注 2) 操縦 (注 3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (注 4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注 1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用

するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 保険金請求書類

	出国中止または中途帰国の原因となった第2条（保険金を支払う場合）(1)の事由					
	第1号 第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める 傷害（事故）状況 報告書	○ (傷害の 場合)		○			
4. 公の機関（やむ を得ない場合には、 第三者）の事 故証明書	○ (傷害の 場合)		○		○	
5. 疾病が保険料領 収日または保険証 券に記載された契 約日のいずれか遅 い日以降に発病し ていることを証明 する医師の診断書	○ (疾病の 場合)					
6. 入院開始日およ び入院日数を記載 した病院または診 療所の証明書類	○					

7. 第5条（費用の範囲）(1)①および②に掲げる費用の支出を証明する領収書または精算書（企画旅行の場合は、旅行代金の支払を証明する領収書または精算書および旅行の行程を確認できる書類）	○	○	○	○	○	○
8. 中途帰国の場合は、帰国費用の支出を証明する領収書または精算書	○	○	○	○	○	○
9. 保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者の印鑑証明書	○	○	○	○	○	○
10. 旅行変更費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○	○
11. 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)③に該当したことを証明する書類		○				

12. 死亡診断書および死体検案書または危篤となった日と危篤を証明する医師の診断書	○					
13. 被保険者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類	○					
14. 建物または家財の損害の程度を証明する書類			○			
15. 裁判所へ出頭したことを証明する書類				○		
16. 渡航先または渡航予定先を証明する書類					○	
17. 第2条（保険金を支払う場合）(1)⑥の事由が発生したことを証明する書類					○	
18. 官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられたことを証明する書類						○
19. 同行予約者またはその親族である場合は同行予約者であることを証明する書類	○	○	○	○	○	○

20. その他当社が 普通保険約款第 20条（保険金の 支払時期）(1)に定 める必要な事項の 確認を行うために 欠くことができな い書類または証拠 として保険契約締 結の際に当社が 交付する書面等に おいて定めたもの	○	○	○	○	○	○
--	---	---	---	---	---	---

(11) 出国中止費用補償対象外特約

当社は、この特約により、被保険者が旅行変更費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかの事由に該当したことにより出国を中止した場合には旅行変更費用保険金を支払いません。

(12) 旅券盗難等特別費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
旅券盗難等特別費用保険金額	保険証券記載の旅券盗難等特別費用保険金額をいいます
保険事故	被保険者が第2条（当社の支払責任）に該当する事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が旅行行程中で、かつ、日本国外において

生じた盗難、紛失または火災によって被保険者名義の旅券を喪失したことにより、被保険者が当初の旅行行程に含まれない費用を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、旅券盗難等特別費用保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、旅券盗難等特別費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重過失
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ②および③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 使用済燃料を含みます。

（注3） 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（被保険者の範囲）

前条の被保険者とは、保険契約者が募集する旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条(1)に規定する募集型企画旅行参加者に限ります。

第5条（費用の範囲）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 旅券の再取得費用
喪失した旅券の再発給を受けた場合には、再取得に要した次に掲げる費用
ア. 事故の生じた地から旅券再発給地（注1）へ赴く被保険者の交通費
イ. 領事官に納付した再発給手数料
ウ. 領事官に納付した電信料
エ. 旅券再発給地（注1）における被保険者のホテル客室料。
ただし、1泊につき2万円、かつ、4泊分を限度とします。
- ② 渡航書の取得費用

喪失した旅券の再発給に替えて渡航書の発給を受けた場合には、取得に要した次に掲げる費用

ア. 事故の生じた地から渡航書発給地（注 2）へ赴く被保険者の交通費

イ. 領事官に納付した発給手数料

ウ. 渡航書発給地（注 2）における被保険者のホテル客室料。ただし、1泊につき2万円、かつ、2泊分を限度とします。

③ 旅行行程復帰費用

旅券の再発給または渡航書の発給を受けた被保険者が当初の旅行行程に復帰した場合には、旅券再発給地（注 1）または渡航書発給地（注 2）から復帰場所へ赴く被保険者の交通費

④ 帰国費用

旅券の再発給または渡航書の発給を受けた被保険者が当初の旅行行程に復帰することができず直接帰国する場合には、旅券再発給地（注 1）または渡航書発給地（注 2）から日本までの被保険者の交通費。ただし、15万円を限度とします。

（注 1）再発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。

（注 2）発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。

(2) (1)①または②のホテル客室料は、領収証（注）により支出を証明できる場合で、かつ、当初の帰国予定日前の宿泊については、当初の旅行行程において定められていた宿泊地以外の都市での宿泊に限り、費用に含めるものとします。

（注）ルーム・チャージ、税、サービス料の各項目別に金額を記載してある領収証に限りします。

第6条（当会社の責任限度額）

当会社は、前条の費用のうち、社会通念上妥当と認められる部分の総額（注）に90%を乗じた額を保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、被保険者1名につき30万円を限度とします。

（注）事故のため当初の旅行行程から離脱した被保険者に対して、償還された旅行代金があった場合には、その償還額を控除した残額とします。

第7条（保険金の請求）

(1) 旅券盗難等特別費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者または被保険者が、費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者が旅券盗難等特別費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 在外公館の発行する旅券再発給証明書または渡航書発給証明書
- ② 第5条（費用の範囲）の費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- ③ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
- ④ その他当社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注）旅券盗難等特別費用保険金の請求を第三者に委任する場合があります。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第5条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を旅券盗難等特別費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第5条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第9条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の費用が生じたことにより保険契約者または被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその費用に対して旅券盗難等特別費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用の全額を旅券盗難等特別費用保険金として支払った場合
保険契約者または被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
保険契約者または被保険者が取得した債権の額から、旅券盗難等特別費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者または被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 10 条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第 18 条（保険料の返還－解除の場合）の規定は適用しません。

第 11 条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第6条（告知義務） (3)③	保険事故が発生する前に	この特約の保険事故またはその原因が生じる前に
②	第13条（重大事由による解除）(2)	この保険契約	この特約

第 12 条（重大事由による解除に関する特則）

当社は、普通保険約款第 13 条（重大事由による解除）(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

- 〔(3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。〕
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。〕

第 13 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約

の規定を準用します。

(13) 一時帰国中補償特約

- (1) 当社は、保険期間の中途において被保険者が一時的に帰国する場合には、次に掲げる期間も旅行行程中とみなし、この保険契約に基づく保険金を支払います。
- ① 被保険者が外為法（注 1）に規定する居住者である場合は、帰国した日（注 2）の翌日から起算して 30 日間
 - ② 被保険者が外為法（注 1）に規定する非居住者である場合は、帰国した日（注 2）の翌日から起算して 90 日間
- （注 1）外国為替及び外国貿易法（昭和 22 年法律第 228 号）をいいます。
- （注 2）入国手続を行った日をいいます。
- (2) (1)の保険金とは、次に掲げる保険金をいいます。
- ① 傷害死亡保険金支払特約に基づく傷害死亡保険金
 - ② 傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）、傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）または傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約に基づく傷害後遺障害保険金
 - ③ 傷害治療費用補償特約に基づく傷害治療費用保険金
 - ④ 疾病治療費用補償特約に基づく疾病治療費用保険金
 - ⑤ 治療・救援費用補償特約に基づく治療・救援費用保険金
 - ⑥ 疾病死亡保険金支払特約に基づく疾病死亡保険金
 - ⑦ 賠償責任危険補償特約に基づく賠償責任保険金
- (3) (1)に規定する期間を経過した後に被保険者が海外渡航をする場合には、出国手続を完了した時から旅行行程が再開するものとします。

(14) 長期保険特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険年度	初年度については、保険期間の初日から 1 年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から 1 年間をいいます。ただし、保険期間に 1 年未満の端日数がある保険契

	約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
未経過料率係数	当会社の定める未経過料率係数をいいます。

第2条（保険料の返還または請求－職業または職務の変更の場合）

職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注1）普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

第3条（保険料の返還－失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の次の規定により保険契約が解除された場合は、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

- ① 普通保険約款第6条（告知義務）(2)
- ② 普通保険約款第12条（保険契約者による保険契約の解除）
- ③ 普通保険約款第13条（重大事由による解除）(1)
- ④ 普通保険約款第15条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(2)
- ⑤ 条件付戦争危険補償特約（A）第2条（通知義務等）(3)また

は(8)

- ⑥ 疾病死亡保険金支払特約第 6 条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)または(3)
- ⑦ 傷害死亡保険金支払特約第 6 条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）(2)または(7)もしくは第 7 条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)または(3)
- ⑧ 傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）第 7 条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）(2)または(7)もしくは第 8 条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)または(3)
- ⑨ 傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）第 7 条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）(2)または(7)もしくは第 8 条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)または(3)
- ⑩ 疾病治療費用補償特約第 7 条（被保険者による特約の解除請求）(2)
- ⑪ 救済者費用等補償特約第 8 条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）(2)または(7)
- ⑫ 傷害治療費用補償特約第 7 条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）(2)または(7)もしくは第 8 条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)
- ⑬ 治療・救済費用補償特約第 9 条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）(2)または(7)もしくは第 10 条（被保険者による特約の解除請求）(2)

第 5 条（保険料の返還－傷害死亡保険金または疾病死亡保険金が支払われた場合）

- (1) 傷害死亡保険金支払特約第 2 条（保険金を支払う場合）(1)の規定により傷害死亡保険金が支払われた場合には、傷害死亡保険金支払の原因となった事故の発生の日の属する保険年度の翌保険年度以降の期間に対応する保険料を返還します。
- (2) 疾病死亡保険金支払特約第 2 条（保険金を支払う場合）(1)の規定により疾病死亡保険金が支払われた場合には、死亡した日の属する保険年度の翌保険年度以降の期間に対応する保険料を返還します。

第 6 条（保険料率の改定の場合）

保険期間の中途においてこの保険契約に適用した料率が改定された場合でも、当会社は、この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求は行いません。

第7条（普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の適用除外）

この特約については、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約の次の規定は適用しません。

①	普通保険約款第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)
②	普通保険約款第18条（保険料の返還－解除の場合）
③	条件付戦争危険補償特約（A）第5条（保険料の返還－解除の場合）
④	条件付戦争危険補償特約（B）第5条（保険料の返還－解除の場合）
⑤	疾病死亡保険金支払特約第7条（保険料の返還－解除の場合）
⑥	傷害死亡保険金支払特約第6条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）(1)
⑦	傷害死亡保険金支払特約第8条（保険料の返還－解除の場合）
⑧	傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）第7条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）(1)
⑨	傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）第9条（保険料の返還－解除の場合）
⑩	傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）第7条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）(1)
⑪	傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）第9条（保険料の返還－解除の場合）
⑫	疾病治療費用補償特約第8条（保険料の返還－解除の場合）
⑬	救済者費用等補償特約第9条（保険料の返還－解除の場合）
⑭	救済者費用等補償特約第8条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）(1)
⑮	傷害治療費用補償特約第9条（保険料の返還－解除の場合）
⑯	傷害治療費用補償特約第7条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）(1)
⑰	治療・救済費用補償特約第11条（保険料の返還－解除の場合）
⑱	治療・救済費用補償特約第9条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）(1)

第8条 (この保険契約に付帯された特約の読み替え)

この特約については、この保険契約に付帯された特約を次のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	傷害死亡保険金支払特約第2条(保険金を支払う場合)(1)	既に支払った傷害後遺障害保険金	その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた保険事故に対して、既に支払った傷害後遺障害保険金
②	傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害保険金支払区分表型)第2条(保険金を支払う場合)(5)	既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく傷害後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は	既に存在していた身体の障害が、新たな後遺障害の原因となった保険事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた保険事故により、この保険契約に基づく傷害後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は
③	傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害保険金支払区分表型)第5条(当会社の責任限度額)	保険期間を通じ	各保険年度ごとに
④	傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害等級表型)第5条(当会社の責任限度額)	保険期間を通じ	各保険年度ごとに

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

（15）条件付戦争危険補償特約（A）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約に従い、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑨および⑩の規定にかかわらず、旅行行程中に次に掲げるいずれかの事由によって生じた傷害に対しても、同特約に規定する傷害死亡保険金を支払います。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) 当社は、この特約に従い、この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）または傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）が付帯されている場合には、同特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑨および⑩の規定にかかわらず、(1)に掲げるいずれかの事由によって生じた傷害に対しても、同特約に規定する傷害後遺障害保険金を支払います。

第2条（通知義務等）

- (1) この特約締結の後、被保険者が旅行の経路を変更した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の規定による通知を受けた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を請求します。
- (3) 当社は、(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの特約を解除することができます。
- （注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (4) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、被保険者が旅行の経路の変更の事実（注）があった後に生じたそれぞれの特約に規定する保険事故に対しては、保険金を支払いません。

- (注1) (1)の変更の事実をいいます。
- (5) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率(注1)が変更前料率(注2)よりも高いときは、当社は、旅行の経路の変更の事実(注3)があった後に生じたそれぞれの特約に規定する保険事故に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 変更後の旅行の経路に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (注2) 変更前の旅行の経路に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) (1)の変更の事実をいいます。
- (6) (5)の規定は、当社が、(5)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因を知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または旅行の経路の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (注) (1)の変更の事実をいいます。
- (7) (5)の規定は、旅行の経路の変更の事実(注)に基づかずに発生したそれぞれの特約に規定する保険事故については適用しません。
- (注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (8) (5)の規定にかかわらず、旅行の経路の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注1) (1)の変更の事実をいいます。
- (注2) 保険契約を引受けることができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (9) (8)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、第4条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、旅行の経路の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (注) (1)の変更の事実をいいます。

第3条(特約の解除)

当社は、第1条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する24時間以前の書面による予告により、この特約を解除することができます。

(注) 保険契約を引受けることができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第4条 (保険契約解除の効力)

第2条 (通知義務等) (3)または(8)もしくは前条の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条 (保険料の返還－解除の場合)

第2条 (通知義務等) (3)または(8)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

(16) 条件付戦争危険補償特約 (B)

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この特約に従い、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第3条 (保険金を支払わない場合－その1) (1)⑨および⑩の規定にかかわらず、旅行行程中に次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、同特約に規定する傷害死亡保険金を支払います。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) 当会社は、この特約に従い、この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約 (後遺障害等級表型) または傷害後遺障害保険金支払特約 (後遺障害保険金支払区分表型) が付帯されている場合には、同特約第3条 (保険金を支払わない場合－その1) (1)⑨および⑩の規定にかかわらず、(1)に掲げるいずれかの事由によって生じた傷害に対しても、同特約に規定する傷害後遺障害保険金を支払います。
- (3) 当会社は、この特約に従い、この保険契約に傷害治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第3条 (保険金を支払わない場合－その1) (1)⑨および⑩の規定にかかわらず、(1)に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、同特約に規定する傷害治療費用保険金を支払います。

- (4) 当社は、この特約に従い、この保険契約に疾病治療費用補償特約が付帯されている場合は、同特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑤および⑦の規定にかかわらず、(1)に掲げる事由のいずれかによって発病した疾病に対しても、同特約に規定する疾病治療費用保険金を支払います。
- (5) 当社は、この特約に従い、この保険契約に疾病死亡危険補償特約が付帯されている場合には、同特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑤および⑦の規定にかかわらず、(1)に掲げる事由のいずれかによって生じた疾病死亡に対しても、同特約に規定する疾病死亡保険金を支払います。
- (6) 当社は、この特約に従い、この保険契約に救援者費用等補償特約が付帯されている場合は、同特約第4条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑥および⑧の規定にかかわらず、(1)に掲げる事由のいずれかによって同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しても、同特約に規定する救援者費用等保険金を支払います。
- (7) 当社は、この特約に従い、この保険契約に治療・救援費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第4条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑦および⑨の規定にかかわらず、(1)に掲げる事由のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しても、同特約に規定する治療・救援費用保険金を支払います。

第2条（通知義務等）

- (1) この特約締結の後、被保険者が旅行の経路を変更した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。
 - (2) 当社は、(1)の規定による通知を受けた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を請求します。
 - (3) 当社は、(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの特約を解除することができます。
- （注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (4) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、被保険者が旅行の経路の変更の事実（注）があった後に生じたそれぞれの特約に規定する保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- （注）(1)の変更の事実をいいます。
- (5) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後

料率（注 1）が変更前料率（注 2）よりも高いときは、当社は、旅行の経路の変更の事実（注 3）があった後に生じたそれぞれの特約に規定する保険事故に対しては、変更前料率（注 2）の変更後料率（注 1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。（注 1）変更後の旅行の経路に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注 2）変更前の旅行の経路に対して適用された保険料率をいいます。

（注 3）(1)の変更の事実をいいます。

(6) (5)の規定は、当社が、(5)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで 1 か月を経過した場合または旅行の経路の変更の事実（注）があった時から 5 年を経過した場合には適用しません。

（注）(1)の変更の事実をいいます。

(7) (5)の規定は、旅行の経路の変更の事実（注）に基づかずに発生したそれぞれの特約に規定する保険事故については適用しません。

（注）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(8) (5)の規定にかかわらず、旅行の経路の変更の事実（注 1）が生じ、この保険契約の引受範囲（注 2）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注 1）(1)の変更の事実をいいます。

（注 2）保険契約を引受けることができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(9) (8)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、第 4 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、旅行の経路の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注）(1)の変更の事実をいいます。

第 3 条（特約の解除）

当社は、第 1 条（保険金を支払う場合）(1)に掲げる危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合は、保険契約者に対する 24 時間以前の書面による予告により、この特約を解除することができます。

（注）保険契約を引受けることができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第4条（保険契約解除の効力）

第2条（通知義務等）(3)または(8)もしくは前条の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（保険料の返還－解除の場合）

第2条（通知義務等）(3)または(8)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

（17）戦争危険等免責に関する一部修正特約

- (1) 当会社は、この特約により、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第3条（保険金を支払わない場合－その1）⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。
「⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。」
- (2) 当会社は、この保険契約に付帯された他の特約に、傷害死亡保険金支払特約第3条（保険金を支払わない場合－その1）⑨と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

（18）数次海外旅行者に関する特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が保険期間中に2回以上の海外旅行を行う場合にも、その全ての海外旅行に対して、この保険契約に基づいて保険金を支払います。
- (2) 当会社は、保険期間中でも旅行行程中以外の期間については保険責任は負いません。

第2条（特約の取扱い）

この保険契約に付帯されている特約は、次のとおり取り扱うものとします。

① 疾病治療費用補償特約は次のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
ア.	第2条(保険金を支払う場合)(1)①	直接の原因として責任期間	直接の原因としてその責任期間
イ.	第2条(保険金を支払う場合)(1)①イ.	責任期間中に	その責任期間中に
ウ.	第2条(保険金を支払う場合)(1)②	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
エ.	第10条(保険金の請求)(2)①	責任期間終了後72時間を経過するまでに	その責任期間終了後72時間を経過するまでに
オ.	第10条(2)②	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
カ.	第13条(普通保険約款の読み替え)	責任期間開始前または責任期間終了後	その責任期間開始前またはその責任期間終了後

② 疾病死亡保険金支払特約は次のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
ア.	第2条(保険金を支払う場合)(1)②	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
イ.	第2条(1)②	責任期間終了後72時間を経過するまでに	その責任期間終了後72時間を経過するまでに
ウ.	第2条(1)②イ	責任期間	その責任期間
エ.	第2条(1)③	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
オ.	第9条(保険金の請求)(2)⑤	責任期間終了後72時間を経過するまでに	その責任期間終了後72時間を経過するまでに

③ 救援者費用等補償特約は次のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
ア.	第2条(保険金を支払う場合)(1)①ウ	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
イ.	第2条(1)①ウ.	責任期間中に医師	その責任期間中に医師
ウ.	第2条(1)②イ.	責任期間中に医師	その責任期間中に医師

④ 治療・救援費用補償特約は次のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
ア.	第2条(保険金を支払う場合)(1)②	直接の原因として責任期間	直接の原因としてその責任期間
イ.	第2条(1)②(注4)	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
ウ.	第2条(1)②イ.	責任期間中	その責任期間中
エ.	第2条(1)③イ.	責任期間中に医師	その責任期間中に医師
オ.	第2条(1)⑤ウ.	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
カ.	第2条(1)⑤ウ.	責任期間中に医師	その責任期間中に医師
キ.	第13条(保険金の請求)(2)④	責任期間終了後72時間を経過するまでに	その責任期間終了後72時間を経過するまでに
ク.	第13条(2)④	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
ケ.	第16条(普通保険約款の読み替え)	責任期間開始前または責任期間終了後	その責任期間開始前またはその責任期間終了後

(19) 包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条（通知）(1)の規定による通知に基づき当社が算出した保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(5)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、その遅滞または脱漏した被保険者にかかわる傷害に対しては、次の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\text{保険証券に記載された被保険者1名あたり保険金額} \times \frac{\text{実際に行われた通知に基づく確定保険料の合計額（注1）}}{\text{遅滞または脱漏がなかったものとして算出した確定保険料の合計額（注2）}} = \text{それぞれの被保険者の保険金額}$$

- (注 1) 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料をいいます。
- (注 2) 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額をいいます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで、1 か月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。

第5条 (確定保険料)

- (1) 保険契約者は、確定保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の確定保険料の払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、その確定保険料を算出するための通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 第2条(暫定保険料)の暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

(20) 包括契約に関する特約 (毎月報告・一括精算用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条（通知）(1)の規定による通知に基づき当社が算出した保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(5)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、その遅滞または脱漏した被保険者にかかわる傷害に対しては、次の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l}
 \text{保険証券に記載された被保} \\
 \text{険者1名あたりの保険金額}
 \end{array}
 \times
 \frac{\text{実際に行われた通知に基づく} \\
 \text{確定保険料の合計額（注1）}}{\text{遅滞または脱漏がなかったもの} \\
 \text{のとして算出した確定保険料} \\
 \text{の合計額（注2）}}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{それぞれの} \\
 \text{被保険者の} \\
 \text{保険金額}
 \end{array}$$

(注1) 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した確定保険料をいいます。

(注2) 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額をいいます

- (3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による保険金を削減して支払う

べき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで、1か月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。

- (4) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は、これに対する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。

第5条 (確定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2) 保険期間の中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2)の追加暫定保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (4) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

(21) 包括契約の精算に関する特約 (毎月報告・一括精算用)

当会社は、この特約により、包括契約に関する特約(毎月報告・一括精算用)第5条(確定保険料)(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

〔(1)当会社は、次のいずれかに該当する場合には、確定保険料と暫定保険料との間でその差額を精算します。

- ① この保険契約が失効または解除となる場合
- ② この保険契約の保険期間満了に際して保険契約を継続しない場合

(22) 企業等の包括契約に関する特約 (毎月報告・毎月精算用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第6条(通知)(1)の規定による通知に基づき当社が算出した保険料をいいます。
継続契約	普通保険約款に基づく被保険者毎の保険契約の保険期間の終了日(注)を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。 (注) その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条 (継続契約における疾病治療費用保険金の支払に関する取扱い)

- (1) 当社は、疾病治療費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、疾病の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降である場合は、同特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①の規定にかかわらず、同特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金を支払います。
- (2) (1)において、疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始時より前である場合は、当社は、この保険契約の支払条件により算出された疾病治療費用保険金の額と、疾病の発病の時の保険契約の支払条件により算出された疾病治療費用保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当社は、(1)の原因の発生の時が、その発生の際の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料(注)を領収した時までの期間である場合は、その原因により発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

(注) 第4条(暫定保険料)の暫定保険料および第7条(確定保険料)の確定保険料をいいます。

第3条（継続契約における治療・救援費用保険金の支払に関する取扱い）

- (1) 当社は、治療・救援費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、疾病の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降である場合は、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、同特約および普通保険約款の規定に従い、治療・救援費用保険金を支払います。
 - (2) (1)において、疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始時より前である場合は、当社は、この保険契約の支払条件により算出された治療・救援費用保険金の額と、疾病の発病の時の保険契約の支払条件により算出された治療・救援費用保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
 - (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当社は、(1)の原因の発生の時が、その発生の際の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料（注）を領収した時までの期間である場合は、その原因により発病した疾病に対しては、治療・救援費用保険金を支払いません。
- （注）次条の暫定保険料および第7条（確定保険料）の確定保険料をいいます。

第4条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(5)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第5条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第6条（通知）

- (1) 保険契約者、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、その遅滞または脱漏した被保険者にかかわる傷害に対しては、次

の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l} \text{保険証券に記載された被保} \\ \text{険者 1 名あたりの保険金額} \end{array} \times \frac{\text{実際に行われた通知に基づく} \\ \text{確定保険料の合計額 (注 1)}}{\text{遅滞または脱漏がなかったもの} \\ \text{のとして算出した確定保険料} \\ \text{の合計額 (注 2)}} = \begin{array}{l} \text{それぞれの} \\ \text{被保険者の} \\ \text{保険金額} \end{array}$$

- (注 1) 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料をいいます。
- (注 2) 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額をいいます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで、1 か月を経過した場合または増員の事実があった時から 5 年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。

第 7 条 (確定保険料)

- (1) 保険契約者は、確定保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の確定保険料の払込期日後 1 か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、その確定保険料を算出するための通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 第 4 条 (暫定保険料) の暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第 8 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

(23) 企業等の包括契約に関する特約 (毎月報告・一括精算用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第6条 (通知) (1)の規定による通知に基づき当会社が算出した保険料をいいます。
継続契約	普通保険約款に基づく被保険者毎の保険契約の保険期間の終了日 (注) を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。 (注) その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。

第2条 (継続契約における疾病治療費用保険金の支払に関する取扱い)

- (1) 当社は、疾病治療費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、疾病の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降である場合は、同特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)①の規定にかかわらず、同特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金を支払います。
- (2) (1)において、疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始時より前である場合は、当社は、この保険契約の支払条件により算出された疾病治療費用保険金の額と、疾病の発病の時の保険契約の支払条件により算出された疾病治療費用保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当社は、(1)の原因の発生の時が、その発生の時の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料 (注) を領収した時までの期間である場合は、その原因により発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

(注) 暫定保険料およびの確定保険料をいいます。

第3条 (継続契約における治療・救援費用保険金の支払に関する取扱い)

- (1) 当社は、治療・救援費用補償特約が付帯されている保険契約

が継続されている場合において、疾病の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降である場合は、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、同特約および普通保険約款の規定に従い、治療・救済費用保険金を支払います。

- (2) (1)において、疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始時より前である場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された治療・救済費用保険金の額と、疾病の発病の時の保険契約の支払条件により算出された治療・救済費用保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
 - (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、(1)の原因の発生の時が、その発生の時の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料（注）を領収した時までの期間である場合は、その原因により発病した疾病に対しては、治療・救済費用保険金を支払いません。
- （注） 暫定保険料およびの確定保険料をいいます。

第4条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(5)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第5条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第6条（通知）

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、その遅滞または脱漏した被保険者にかかわる傷害に対しては、次の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

保険証券に記載された被保険者1名あたりの保険金額	\times	実際に行われた通知に基づく 確定保険料の合計額 (注1) 遅滞または脱漏がなかったものとして算出した確定保険料の合計額 (注2)	$=$	それぞれの被保険者の保険金額
--------------------------	----------	--	-----	----------------

- (注1) 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した確定保険料をいいます。
- (注2) 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額をいいます。
- (3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで、1か月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は、これに対する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。

第7条 (確定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2) 保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2)の追加暫定保険料の払込みを怠った場合 (注) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (4) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

(24) 企業等の包括契約の精算に関する特約 (毎月報告・一括精算用)

当社は、この特約により、企業等の包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）第7条（確定保険料）(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

〔(1)当社は、次のいずれかに該当する場合には、確定保険料と暫定保険料との間でその差額を精算します。

- ① この保険契約が失効または解除となる場合
- ② この保険契約の保険期間満了に際して保険契約を継続しない場合

(25) 企業等の災害補償規定等特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
遺族補償額	災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。
災害補償規定	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。
死亡保険金	傷害死亡保険金または疾病死亡保険金をいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者といいます。

第2条（死亡保険金の支払）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款等の規定にかかわらず、保険契約者を死亡保険金受取人とします。
- (2) (1)において当社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に従います。ただし、次に掲げる金額（注）を限度とします。

- ① 保険金の請求書類が次条①の場合
遺族補償額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
- ② 保険金の請求書類が次条②の場合
受給者が保険契約者から受領した金銭の額
- ③ 保険金の請求書類が次条③の場合
保険契約者が受給者へ支払った金銭の額

(注) 災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保

険契約があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われている場合は、他の保険契約によって支払われた金額を控除した残額をいいます。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険契約者が次条の書類を提出できない場合には、当社は保険契約者に保険金を支払いません。

(4) (3)において当社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に基づきます。ただし、遺族補償額(注)を限度とします。

(注) 災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われている場合は、他の保険契約によって支払われた金額を控除した残額をいいます。

第3条 (保険金の請求書類)

疾病死亡保険金または傷害死亡保険金を受け取るべき者がこの特約にかかる保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が保険契約者から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 保険契約者が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第4条 (保険料の返還)

第2条(死亡保険金の支払)(2)ただし書きまたは同条(4)ただし書きにより死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

(26) 旅行業者が付保する海外旅行傷害保険契約に関する特約

当社は、この特約により、被保険者が保険証券記載の海外旅行に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間を、旅行行程とみなします。

(27) 特別危険補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
保険金	普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約により、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っている場合に限り、保険金を支払います。
- ① 被保険者が次のいずれかに掲げる運動等を行っている間
- ア. 救援者費用等補償特約別表
 - イ. 傷害死亡保険金支払特約別表
 - ウ. 傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表3
 - エ. 傷害治療費用補償特約別表
 - オ. 治療・救援費用補償特約別表
 - カ. 傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）別表2
- ② 傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）、傷害治療費用補償特約、治療・救援費用補償特約または傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）が付帯されている場合において、被保険者が次のいずれかに該当する間
- ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間
- (2) 疾病治療費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約または治療・救援費用補償特約が付帯されている場合において、当社は、この特約により、被保険者が山岳登はん(注)を行っている間に発病した高山病に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っている場合に限り、保険金を支払います。
- (注) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用

するものをいいます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

（28）共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（注）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

（注）以下「引受保険会社」といいます。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

Ⅳ 保険証券面の表示等について

1. 特約一覧

特約の 番号	特 約	掲載頁	保険証券面の表示等
(1)	傷害死亡保険金支払特約	49	傷害死亡欄に「○」の記載がある場合
(2)	傷害後遺障害保険金支払特約	57	傷害後遺障害欄に「○」の記載がある場合
(3)	傷害治療費用補償特約	74	傷害治療費用欄に「○」の記載がある場合
(4)	疾病治療費用補償特約	83	疾病治療費用欄に「○」の記載がある場合
(5)	疾病死亡保険金支払特約	91	疾病死亡欄に「○」の記載がある場合
(6)	治療・救援費用補償特約	97	治療・救援費用欄に「○」の記載がある場合
(7)	賠償責任危険補償特約	113	賠償責任欄に「○」の記載がある場合
(8)	携行品損害補償特約	121	携行品損害欄に「○」の記載がある場合
(9)	救援者費用等補償特約	129	救援者費用欄に「○」の記載がある場合
(10)	旅行変更費用補償特約	139	旅行変更費用欄に「○」の記載がある場合
(11)	出国中止費用補償対象外特約	153	ご契約に適用されるその他の特約欄に「出国中止費用補償対象外」の記載がある場合
(12)	旅券盗難等特別費用補償特約	153	ご契約に適用されるその他の特約欄に「旅券盗難等費用」の記載がある場合

(13)	一時帰国中補償特約	158	ご契約に適用されるその他の特約欄に「一時帰国中補償」の記載がある場合
(14)	長期保険特約	158	ご契約に適用されるその他の特約欄に「長期保険特約」の記載がある場合
(15)	条件付戦争危険補償特約 (A)	163	ご契約に適用されるその他の特約欄に「条件付戦争危険補償 A」の記載がある場合
(16)	条件付戦争危険補償特約 (B)	165	ご契約に適用されるその他の特約欄に「条件付戦争危険補償 B」の記載がある場合
(17)	戦争危険等免責に関する一部修正特約	168	ご契約に適用されるその他の特約欄に「戦争危険等免責に関する一部修正」の記載がある場合
(18)	数次海外旅行者に関する特約	168	ご契約に適用されるその他の特約欄に「数次海外旅行者に関する」の記載がある場合
(19)	包括契約に関する特約 (毎月報告・毎月精算用)	171	ご契約に適用されるその他の特約欄に「包括特約・毎月毎月」の記載がある場合
(20)	包括契約に関する特約 (毎月報告・一括精算用)	172	ご契約に適用されるその他の特約欄に「包括特約・毎月一括」の記載がある場合
(21)	包括契約の精算に関する特約 (毎月報告・一括精算用)	174	ご契約に適用されるその他の特約欄に「包括精算特約毎月一括」の記載がある場合

(22)	企業等の包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）	175	ご契約に適用されるその他の特約欄に「企業包括（毎月・毎月）」の記載がある場合
(23)	企業等の包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）	178	ご契約に適用されるその他の特約欄に「企業包括（毎月・一括）」の記載がある場合
(24)	企業等の包括契約の精算に関する特約（毎月報告・一括精算用）	181	ご契約に適用されるその他の特約欄に「企業等の包括精算特約」の記載がある場合
(25)	企業等の災害補償規定等特約	181	ご契約に適用されるその他の特約欄に「災害補償規定等」の記載がある場合
(26)	旅行業者が付保する海外旅行傷害保険契約に関する特約	182	ご契約に適用されるその他の特約欄に「旅行業者契約」の記載がある場合
(27)	特別危険補償特約	182	ご契約に適用されるその他の特約欄に「特別危険補償特約」の記載がある場合
(28)	共同保険に関する特約	184	証券裏面の下段に共同保険引受割合の表示がある場合。

2. 共同保険引受保険会社名称一覧

保 険 会 社 名	証券表示
大同火災海上保険株式会社	大同火災
共栄火災海上保険株式会社	共栄火災
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	あいおい二
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動
セコム損害保険株式会社	セコム
日新火災海上保険株式会社	日新火災
損害保険ジャパン株式会社	ジャパン
A I G損害保険株式会社	A I G損保
楽天損害保険株式会社	楽天損保
セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	J I 傷害
ソニー損害保険株式会社	ソニー
明治安田損害保険株式会社	明治安田



この島の損保。

大同火災海上保険株式会社

【本店】〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

【ホームページアドレス】 <https://www.daidokasai.co.jp/>

〈弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは〉

【お客さま相談センター】 お問い合わせ・ご相談 ☎0120-671-071

ご不満・ご意見・ご要望 ☎0120-331-308

受付時間：平日の午前9:00～午後5:00(土日・祝日、12/31～1/3を除きます。)

〈万が一の事故の際には〉

【事故受付センター】 ☎0120-091-161 (通話料無料)

FAX 098-863-5596

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料)

受付時間：午前9:15～午後5:00(土日・祝日および12/30～1/4を除きます。)

※ 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)